

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成29年10月1日  
(第52期) 至 平成30年9月30日

## 株式会社TKC

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

(E04807)

本報告書（【表紙】以降）は、EDINETに提出した開示書類（電子媒体）を印刷したものであります。

# 目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	9
第2 事業の状況	10
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	10
2. 事業等のリスク	12
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	12
4. 経営上の重要な契約等	22
5. 研究開発活動	22
第3 設備の状況	23
1. 設備投資等の概要	23
2. 主要な設備の状況	23
3. 設備の新設、除却等の計画	25
第4 提出会社の状況	26
1. 株式等の状況	26
(1) 株式の総数等	26
(2) 新株予約権等の状況	26
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	34
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	34
(5) 所有者別状況	35
(6) 大株主の状況	35
(7) 議決権の状況	36
(8) 役員・従業員株式所有制度の内容	37
2. 自己株式の取得等の状況	38
3. 配当政策	39
4. 株価の推移	39
5. 役員の状況	40
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	43
第5 経理の状況	58
1. 連結財務諸表等	59
(1) 連結財務諸表	59
(2) その他	96
2. 財務諸表等	97
(1) 財務諸表	97
(2) 主な資産及び負債の内容	106
(3) その他	106
第6 提出会社の株式事務の概要	107
第7 提出会社の参考情報	108
1. 提出会社の親会社等の情報	108
2. その他の参考情報	108
第二部 提出会社の保証会社等の情報	109

[監査報告書]    [確認書]    [内部統制報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年12月25日
【事業年度】	第52期(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 角 一 幸
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028)648-2111
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 岩田 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03)3235-5511
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 岩田 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1)連結経営指標等

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月
売上高 (百万円)	54,502	54,928	57,750	59,705	61,621
経常利益 (百万円)	6,401	7,042	7,604	8,792	8,961
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,604	4,011	4,770	6,071	6,158
包括利益 (百万円)	3,827	4,149	3,958	7,097	6,517
純資産 (百万円)	59,906	62,630	64,556	68,892	72,550
総資産 (百万円)	75,266	76,836	81,116	85,428	90,202
1株当たり純資産額 (円)	2,205.39	2,304.38	2,374.07	2,551.70	2,686.32
1株当たり当期純利益 (円)	135.55	151.18	179.65	229.13	233.46
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	135.15	150.63	178.88	228.16	232.41
自己資本比率 (%)	77.7	79.6	77.7	78.8	78.6
自己資本利益率 (%)	6.3	6.7	7.7	9.3	8.9
株価収益率 (倍)	16.0	20.3	17.5	15.1	20.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,402	6,485	9,181	8,123	8,810
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,873	△4,558	△7,022	△4,617	△4,013
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,125	△1,333	△2,225	△3,019	△2,567
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	16,025	16,619	16,552	17,039	19,268
従業員数 (人)	2,503	2,500	2,547	2,588	2,625

(注) 売上高には消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ）は含まれておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	平成26年 9 月	平成27年 9 月	平成28年 9 月	平成29年 9 月	平成30年 9 月
売上高 (百万円)	50,616	50,957	53,361	55,175	56,769
経常利益 (百万円)	6,367	7,032	7,665	8,473	8,577
当期純利益 (百万円)	3,581	4,073	4,542	5,900	5,959
資本金 (百万円)	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
発行済株式総数 (百株)	267,310	267,310	267,310	267,310	267,310
純資産 (百万円)	56,934	59,694	61,370	65,466	68,863
総資産 (百万円)	69,882	71,234	75,030	79,034	82,737
1株当たり純資産額 (円)	2,142.76	2,243.29	2,304.61	2,474.82	2,601.49
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	44 (22)	71 (33)	80 (40)	100 (40)	105 (50)
1株当たり当期純利益 (円)	134.68	153.50	171.08	222.67	225.92
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益 (円)	134.28	152.94	170.34	221.73	224.90
自己資本比率 (%)	81.3	83.6	81.6	82.6	82.9
自己資本利益率 (%)	6.4	7.0	7.5	9.3	8.9
株価収益率 (倍)	16.1	20.0	18.3	15.5	21.0
配当性向 (%)	32.67	46.25	46.76	44.91	46.48
従業員数 (人)	2,203	2,201	2,234	2,269	2,225

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり配当額には、第49期に5円、第50期に10円の創業50周年記念配当を含んでおります。

## 2 【沿革】

年月	沿革
昭和41年10月	当社は、昭和41年10月22日、会計事務所の職域防衛・運命打開及び地方公共団体の行政効率向上のための計算センターの経営を目的として、栃木県宇都宮市において設立されました。 株式会社栃木県計算センターの設立
昭和46年8月	T K C 東京計算センターを開設、以後、全国的に計算センターを展開
昭和47年9月	株式会社テイケイシイ東京用品センター（平成5年12月 株式会社T K C 東京サプライセンターに社名変更）を設立（子会社）〔平成12年1月 当社が吸収合併〕 株式会社テイケイシイ大阪計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 大阪用品センター平成5年12月 株式会社T K C 大阪サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年1月 当社が吸収合併〕 株式会社テイケイシイ岡山計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 中四国用品センター、平成5年12月 株式会社T K C 中四国サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年1月 当社が吸収合併〕
昭和47年11月	株式会社テイケイシイに商号変更 株式会社テイケイシイ東北計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 東北用品センター平成5年12月 株式会社T K C 東北サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年1月 当社が吸収合併〕
昭和47年12月	株式会社テイケイシイ名古屋計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 中部用品センター、平成5年12月 株式会社T K C 中部サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年1月 当社が吸収合併〕
昭和48年11月	株式会社テイケイシイ九州計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 九州用品センター平成5年12月 株式会社T K C 九州サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年1月 当社が吸収合併〕
昭和50年8月	東京ラインプリンタ印刷株式会社を設立（現・連結子会社）
昭和51年2月	株式会社テイケイシイ埼玉計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 関信用品センター平成5年12月 株式会社T K C 関信サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年1月 当社が吸収合併〕
昭和53年1月	T K C システム開発研究所を開設
昭和57年10月	T K C 保安サービス株式会社を設立（現・連結子会社）
昭和59年10月	T K C 税務研究所を開設
昭和60年2月	株式会社T K C マネジメントコンサルティングを設立（子会社）〔平成23年5月 当社が吸収合併〕
昭和60年4月	T K C 沖縄情報サービスセンターを開設、以後、全国的に情報サービスセンターを展開
昭和60年8月	O A 技術開発センターを開設
昭和61年12月	定款上の商号を株式会社T K C に変更
昭和62年6月	計算センターの名称を情報センターに改称
昭和62年7月	東京証券取引所市場第二部に上場
昭和62年9月	T A S K 技術開発センターを開設

年月	沿革
平成2年3月	TKC東京第2情報センター、TKC新宿南情報センター及びTKC池袋情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC東京統合情報センターを開設
平成2年4月	株式会社TKC戦略経営研究所を設立 [平成12年10月 当社が吸収合併]
平成3年6月	TKCデータ・エントリー・センターを開設
平成4年1月	TKC判例検索サービスセンターを開設
平成4年11月	TKC大阪情報センター、TKC京都情報センター及びTKC兵庫県情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC関西統合情報センターを開設
平成6年2月	システム開発センターを開設
平成8年3月	東京証券取引所市場第一部に指定
平成10年1月	TKC名古屋情報センター、TKC静岡県情報センター及びTKC長野県情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC中部統合情報センターを開設
平成10年6月	新システム開発センターを開設
平成11年6月	株式会社スカイコムの株式を取得（現・連結子会社）
平成11年7月	システム開発部門において品質保証の国際規格「ISO9001」の認証を取得
平成13年3月	TKC九州情報センター、TKC熊本情報センター及びTKC鹿児島情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC九州統合情報センターを開設
平成14年11月	登記社名を定款上の商号である株式会社TKCに変更
平成15年3月	東京ライプリンタ印刷株式会社において一般財団法人日本情報経済社会推進協会から「プライバシーマーク」を取得
平成15年7月	TKC岡山情報センター、TKC広島情報センター及びTKC四国情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC中四国統合情報センターを開設
平成15年10月	TKC北海道情報センター、TKC東北情報センター、TKC栃木県情報センター及びTKC沖縄情報センターの情報処理サービス部門をTKC統合情報センターに、SCG部門をTKC SCGサービスセンターにそれぞれ改組 TKC情報サービスセンター（会計事務所事業）の名称をTKC SCGサービスセンターに改称
	TKCインターネット・サービスセンター（TISC）を開設
平成16年4月	民間企業では初めて「LGWAN（総合行政ネットワーク）－ASP接続資格審査」に合格 財団法人日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」の使用認定を取得（地方公共団体事業部門）
平成17年6月	財団法人日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」の使用認定を取得（全社）
平成20年12月	ASPサービスに係る内部統制の整備状況および運用状況の有効性に関し、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第18号「委託業務に係る統制リスクの評価」（現在は、監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」）に基づく報告書を新日本有限責任監査法人（現在は、EY新日本有限責任監査法人）より取得
平成22年9月	イノベーション&テクノロジーセンター（I&TC）を開設
平成27年10月	わが国初、パブリッククラウドサービスにおける個人情報保護の国際規格「ISO/IEC 27018:2014」の第三者認証を取得（10月12日）
平成28年4月	システム・エンジニアリング・センター（SEC）ビルを開設
平成29年10月	TKCカスタマーサポートサービス株式会社を設立（現・連結子会社）
平成30年3月	TKCカスタマーサポートサービスビルを竣工

### 3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社と子会社5社及び関連会社2社により構成されており、会計事務所事業（情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売、サプライ用品の販売）、地方公共団体事業（情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売）及び印刷事業を営んでおります。

各事業における当グループ各社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の3部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

#### 1 会計事務所事業

主要なサービス・商品	当社及び関係会社の位置づけ
<p>1. 情報処理サービス</p> <p>①TKC統合情報センターによるコンピュータ・サービス</p> <p>②TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピュータ・サービス</p> <p>2. ソフトウェア及びコンサルティングサービス</p> <p>①情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供</p> <p>②専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等</p> <p>3. オフィス機器の販売 情報サービス利用に伴うシステム機器の販売</p> <p>4. サプライ用品の販売 コンピュータ会計用事務用品の販売等</p>	<p>（サービス及び販売）</p> <p>1. 当社は、会計事務所またはその関与先企業に対し、情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器及びコンピュータ会計用事務用品の販売等を行っております。</p> <p>2. 子会社TKCカスタマーサポートサービス㈱は、会計事務所またはその関与先企業及び中堅・大企業に対し、ヘルプデスクサービスを行っております。</p> <p>（製造及び制作）</p> <p>1. 子会社東京ラインプリンタ印刷㈱は、情報処理サービスを行うために使用するTKCコンピュータ会計用連続帳表等の印刷及びTKCコンピュータ会計システムを利用するための事務用品を製造しています。</p> <p>2. 子会社㈱スカイコムは、ソフトウェアの開発と販売を行っております。</p> <p>3. 関連会社㈱TKC出版は、TKC会員会計事務所及びその関与先企業に価値ある経営情報を提供するために経営、税務・会計等の書籍の出版及び月刊誌等の制作を行っております。</p> <p>4. 関連会社アイ・モバイル㈱はホームページサービス開発・保守を行っております。</p> <p>（その他）</p> <p>子会社TKC保安サービス㈱は、当社が所有するビルの警備・営繕等の管理業務を行っております。</p>



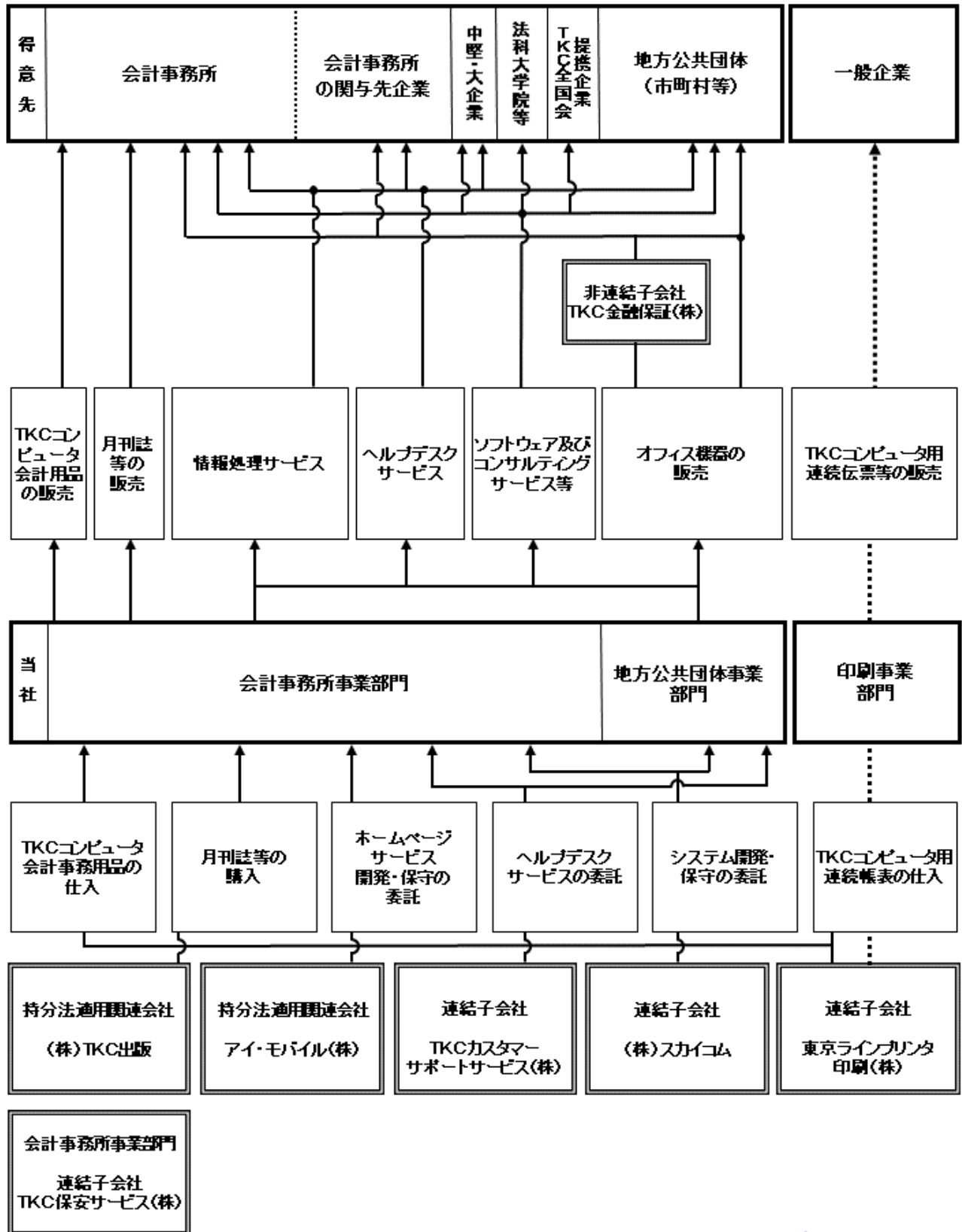
## 2 地方公共団体事業

主要なサービス・商品	当社及び関係会社の位置づけ
<p>1. 情報処理サービス</p> <p>①TKC統合情報センターによるコンピュータ・サービス</p> <p>②TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピュータ・サービス</p> <p>2. ソフトウェア及びコンサルティングサービス</p> <p>①情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供</p> <p>②専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等</p> <p>3. オフィス機器の販売 情報サービス利用に伴うシステム機器の販売</p>	<p>（サービス及び販売）</p> <p>1. 当社は、地方公共団体（市町村等）に対し、情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売等を行っております。</p> <p>2. 子会社TKCカスタマーサポートサービス㈱は、地方公共団体（市町村等）に対し、ヘルプデスクサービスを行っております。</p> <p>（製造）</p> <p>1. 子会社東京ラインプリンタ印刷㈱は、情報処理サービスを行うために使用するTKCコンピュータ用連続帳表等の印刷を行っております。</p> <p>2. 子会社㈱スカイコムは、ソフトウェアの開発と販売を行っております。</p>

## 3 印刷事業

主要な製品	当社及び関係会社の位置づけ
<p>コンピュータ用連続伝票、一般事務用伝票、データプリントサービス、パンフレット等</p>	<p>（製造及び販売）</p> <p>子会社東京ラインプリンタ印刷㈱は、コンピュータ用連続伝票及び一般事務用伝票等の製造・販売及びDPS（データプリントサービス）を行っております。</p>

事業の系統図は次のとおりです。



#### 4 【関係会社の状況】

##### (1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
東京ラインプリンタ印刷(株)	東京都板橋区	100	印刷業 コンピュータ用連続帳表等の製造・販売	55.0	コンピュータ用連続帳表の仕入等 事務所の賃貸  役員の兼任等…有
TKC保安サービス(株)	栃木県宇都宮市	10	警備・営繕及び清掃業務	100.0	警備・営繕等及び梱包・発送業務  役員の兼任等…有
(株)スカイコム	東京都千代田区	100	システムの開発と販売	100.0	システム開発の委託  役員の兼任等…有
TKCカスタマーサポートサービス(株)	栃木県鹿沼市	25	ヘルプデスクサービス業務	100.0	ヘルプデスクサービスの委託  役員の兼任等…有

- (注) 1. 東京ラインプリンタ印刷(株)は特定子会社に該当しております。また、DPS事業の拡充、および関西以西への販路拡大を目的として、平成30年10月1日より社名を株式会社TLPに変更しました。
2. 当社は平成29年10月5日付で100%子会社TKCカスタマーサポートサービス株式会社を設立しました。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

##### (2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(株)TKC出版	東京都千代田区	166	月刊誌の制作等	32.8	月刊誌の購入等  役員の兼任等…有
アイ・モバイル(株)	東京都千代田区	100	ホームページサービスの開発・保守	30.0	ホームページサービス開発・保守の委託  役員の兼任等…有

- (注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成30年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
会計事務所事業	1,628
地方公共団体事業	566
印刷事業	185
全社（共通）	246
合計	2,625

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社（共通）として記載した従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成30年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
2,225	39.4	16.1	7,160,851

セグメントの名称	従業員数（人）
会計事務所事業	1,455
地方公共団体事業	551
全社（共通）	219
合計	2,225

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）として記載した従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は「自利利他（自利トハ利他ヲイフ）」を社是とし、「顧客への貢献」を経営理念として、会社定款（第2条）に定める次の二つの事業目的を達成するために経営を展開しています。

1. 会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営
2. 地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営

この会社定款に定める基本方針は、創業（昭和41年10月22日）以来のもので、その後の業容の拡大に伴い、定款には他の事業目的が追加されましたが、それらはこの二つの事業目的を補完するものであり、経営の基本方針は変わっていません。

#### I. 目標とする経営指標

当社は、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の前提の下に、毎事業年度の配当原資を当該期間利益に求めることを原則としています。従いまして、持続的な成長を維持するための中期的経営指標と適正な当期利益を確保するための短期的経営指標を同時に管理することが必要であると考えています。

短期的経営指標の観点からは、全ての費用を変動費と固定費とに分類し、売上高から変動費を差し引いて求められる限界利益の動向を重視しています。限界利益は製品ミックスにより変動しますが、総合限界利益率の目標を60%以上としています。また、限界利益に占める人件費の割合を労働分配率として捉え、50%を目標としています。売上高経常利益率については8%以上を目標としています。

また、長期的経営指標としては、対前年売上高比率（3%以上）、株主資本比率（70%以上）および株主資本利益率（8%以上）を重視しています。

#### II. 各部門の対処すべき課題

##### 1. 会計事務所事業部門の対処すべき課題

会計事務所事業部門では、会計事務所とその関与先企業の発展に貢献することが最も重要な経営課題であると捉え、今後もTKC全国会の諸活動との密接な連携を図るとともに、TKC会員の活動を支えるシステムやサービスの開発・提供を通じて、その活動を支援してまいります。

###### (1) システムの競争力の強化

当社では、以下の取り組みを通じてシステムの競争力の強化を図り、優位性を訴求することで他社との差別化に努めます。

- ① 当社システムの「強み」は税務と会計の一气通貫にあります。その特長は、法令および会計基準への完全準拠性を堅持しながら、関連する税務申告書と連動させ、会計・税務・電子申告の一气通貫を実現していることです。今後も、法令改正や制度変更に対応し、こうした強みを強化します。
- ② 当社システムの最大の特長は、単にシステムやサービスの提供にとどまらず、税務と会計の実務に精通したTKC会員がシステムの導入から運用まで、きめ細かなサポートを行い、企業の適法・適正な税務と会計の処理を支援していることにあります。当社では、こうしたTKC会員の業務品質のさらなる高付加価値化を支援するため、会員への支援体制の強化を図ります。

###### (2) 自計化推進活動

当社では、TKC全国会の戦略目標達成を支援するため、企業経営者の迅速な意思決定を支援する機能の強化・拡充と、遡及的な加除・訂正の会計処理ができないシステムの強みを生かした活動を展開します。

###### (3) TKC会員事務所1万超事務所の達成の支援

TKC全国会が掲げるTKC会員事務所1万超事務所の達成に向けて、TKC会員と連携した会員導入活動へ取り組み、TKC全国会の戦略目標の達成に貢献します。

###### (4) TKCローライブラリーの利用拡大

「TKCローライブラリー」の利用拡大を目指し、「LEX/DBインターネット」などの主要コンテンツの機能を強化するとともに、実務家の業務を支援するデータベースや専門誌等のデータベース化によりコンテンツを拡充すること、および「リーガルテックサービス」の提供により、法律事務所などの業務を支援します。

##### 2. 地方公共団体事業部門の対処すべき課題

地方公共団体事業部門では、今後も最新のICTを活用した革新的な製品やサービスの開発・提供を通じて、住民の利便性向上と行政効率の向上を支援することが重要な経営課題であると捉え、以下の五つの重点活動に取り組みます。

- (1) 基幹系業務システムの新たな顧客市区町村の拡大を図り、さらなる自治体クラウドの推進により「コスト・ミニマム」の実現を支援します。
- (2) 最新ITを活用した利用者視点の「行政サービス・デジタル化支援システム」を提供します。
- (3) さらなる地方税の電子申告・納税の普及を図り、「eLTAXの社会的役割向上」と「税務手続きのデジタル化」を支援します。

- (4) 財務データ等を多面的に分析できる各種システム・機能を提供することで、公会計情報を活用した「根拠に基づく行政経営・政策形成（EBPM）」を支援します。
- (5) 地方公共団体向けサービスを本業とする地域ベンダーとの商品相互供給関係を築くことにより、販売エリアの拡大とサービスの多重化を実現するアライアンス戦略を推進します。

### 3. 印刷事業部門の対処すべき課題

当グループの印刷事業部門では、データプリントサービス（DPS）およびビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）を主体とした拡販のため以下へ取り組みます。

- (1) 新規顧客の開拓により、データプリントサービス関連商品の販売促進に注力します。
- (2) アナログとデジタルを融合した印刷技術を顧客に提案し、その顧客とのダイレクトコミュニケーションへ貢献します。
- (3) BPOとして顧客の間接業務を受託し、高品質を担保しつつ業務効率化、コスト削減、情報セキュリティリスクの低減など顧客の経営効率化に寄与します。
- (4) 既存顧客との関係をさらに深め、シェアアップを図ります。
- (5) 顧客ニーズへの対応、他社との差別化による提案型の営業展開、生産コスト削減のため新技術開発へ継続して取り組みます。
- (6) 製造工程の機械化による正確性の担保と生産効率化による納期短縮の提案を行い、官公庁案件のシェアを拡大します。
- (7) 品質の向上と安定・維持、また品質障害防止のため、全商品の工程ごとの品質チェック体制を強化します。
- (8) さらに内製化を進めることで外注比率を下げ、コスト削減を図ります。
- (9) 顧客や取引先等からの信頼獲得およびマイナンバー管理を確かなものとするため「プライバシーマーク」「ISMS」に基づいた情報セキュリティ体制を一層強化します。
- (10) 「ISO14001」取得の環境配慮型企業として、損紙の削減を図るとともに、使用済みのりの浄化処理や生産性の向上と効率化によりエネルギー消費量の削減をさらに進めます。

### 4. 全社の対処すべき課題

#### (1) 法令を完全に遵守したシステムの提供

当社の業務は、税法、会社法、民法、金融商品取引法、地方自治法などの法律に深く関わりながら、高度な社会的責務を持つ税理士・公認会計士および地方公務員の業務遂行を最新のICTを媒介として支援することにあります。このため、当社においては引き続き法令の改正に迅速に対応できるよう、システム開発体制を整備していきます。

#### (2) グループガバナンスシステムの確立

金融商品取引法への対応を含め、会社法で求められる内部統制システムを整備するとともに、企業経営理念、各種会議体、諸規定を体系的にまとめ上げ、グループガバナンスシステムの向上に取り組みます。

#### (3) 働きがいのある組織風土の醸成

「経営の行動指針」に基づき、個人とチームワークを尊重した職場づくりへ努めるとともに、「顧客への貢献」の実現に必要な従業員の能力開発を積極的に行うことにより、「働きがいのある組織風土」の醸成を推進します。

#### (4) 業務継続性の確保

大規模な自然災害など不測の事態が発生した場合でも、全ての顧客が業務の継続あるいは早期再開ができるよう、引き続き既存サービスの強化・拡充に取り組みます。

#### (5) 情報セキュリティに対する取り組み

当社グループは、会計事務所とその関与先、地方公共団体を対象として常に最新のICTの活用を通して各種情報サービスを提供しており、情報セキュリティの確保は当社の事業活動の重要課題であり社会的責務です。

こうした認識の下、当社グループでは顧客が当社のクラウドサービスを安心して利用いただけるよう、情報セキュリティマネジメントシステム認証「ISO/IEC27001」、個人情報保護マネジメントシステム「JIS Q 15001」（プライバシーマーク）などの第三者認証を取得しています。

また、TKCインターネット・サービスセンターでは、これらに加えて平成27年10月12日にクラウド環境における個人情報保護認証「ISO/IEC27018」を、平成29年6月19日にはISMSクラウドサービスセキュリティ認証「ISO/IEC27017」を取得しています。

当社では、引き続き顧客が“安全・安心・便利”にクラウドサービスを利用できる環境の整備に努めてまいります。

## 2【事業等のリスク】

当社および当社グループの事業等に関連するリスクについては、有価証券報告書に記載した「事業の状況」および「経理の状況」等に関連して、投資者の皆さまにご承知いただくべきと思われる主な事項を以下に記載いたします。また、その他のリスク要因についても、投資者の皆さまのご判断上、重要と思われる事項について、積極的な情報開示を行うこととしています。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、リスク発生の事前防止および発生した場合の迅速な対応に努める所存ですが、当社株式に関する投資判断は、本項に加えて本報告書全体の記載も参考にされ、十分に検討した上で行われる必要があると考えています。また、以下の記載は、当社株式への投資に関連するリスク要因を全て網羅しているものではありませんので、この点にもご留意ください。

なお、本項において将来にわたる事項は、当連結会計年度末（平成30年9月30日）現在において当社グループが判断したものです。

### I. 退職給付債務について

当社グループの従業員退職給付債務および関連費用の計上は、割引率等数理計算上で設定される前提条件（基礎率）に基づいて行っています。これらの基礎率が変わった場合は、結果として当社グループの財政状態および経営成績の変動要因となります。当社グループは、この影響を最小限にすべく退職金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行するなどの施策を実施していますが、その影響を完全になくすことはできません。基礎率の変更は、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### II. 固定資産価値の減少について

金融商品取引法に基づいて、2006年9月期から「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されています。

この固定資産の減損会計の適用は、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### III. 印刷事業部門の原材料調達費の変動について

当社グループの印刷事業部門においては、原材料の調達の大部分について、製紙メーカーから直接原紙を購入し、安定的な原材料の確保と最適な価格の維持に努めています。しかし、原油価格の高騰や国際市場での需給逼迫により、需給バランスが崩れる懸念があります。そのような場合には、当社グループの顧客との間の価格交渉を通じて対応していく所存ですが、原材料調達が極めて困難になった場合や購入価格が著しく上昇した場合は、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### IV. 個人情報等の保護について

当社グループにおいては、業務上、顧客（会計事務所および地方公共団体等）が保有する法人および個人の情報を大量に預託されているほか、さまざまな内部情報を保有しています。

当社では、こうした情報の管理を徹底するため、情報管理に関するポリシーや手続きを常に見直すとともに、役社員等に対する教育・研修等を行い、情報管理の重要性の周知徹底およびシステム上の情報セキュリティ対策等を実施しています。

また、情報セキュリティマネジメントシステム認証「ISO/IEC27001」、個人情報保護マネジメントシステム「JIS Q 15001」（プライバシーマーク）などの第三者認証を全社で取得するほか、

T K Cインターネット・サービスセンターでは、ISMSやクラウド環境における個人情報保護認証「ISO/IEC27018」、クラウドサービスセキュリティ認証「ISC/IEC27017」などの第三者認証を受けるなど、さらなる情報保護管理体制の強化を図っています。

しかしながら、予期せぬ事態により、これらの情報が流出する可能性は皆無ではなく、そのような事態が生じた場合、当社の社会的信用に影響を与え、その対応のための多額の費用負担やブランド価値の低下が、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### V. 係争事件等について

現在、当社グループの財政状態および経営成績等に影響を及ぼす可能性のある係争事件等はありませんが、今後そのような係争事件が発生する可能性は皆無ではありません。

## 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### 業績等の概要

#### I 業績

株式会社T K Cおよびその連結子会社等6社を含む連結グループの当期における経営成績は、売上高が61,621百万円（前期比3.2%増）、営業利益は8,679百万円（前期比1.3%増）、経常利益は8,961百万円（前期比1.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,158百万円（前期比1.4%増）となりました。

当期の売上高、営業利益、経常利益、および親会社株主に帰属する当期純利益は、二期連続で前期実績を超えると同時に過去最高を更新する結果となりました。その主な要因として、会計事務所事業部門においてはクラウドサービスが普及したことによるコンピューター・サービス売上高およびソフトウェア売上高が堅調に推移したこと、地方公共団体事業部門においては新たに顧客を獲得したことによりコンピューター・サービス売上高およびソフトウェア売上高が好

調に推移したこと、などが挙げられます。

当期における部門別の売上高等の推移は以下のとおりです。

## 1. 当社グループの通期業績の推移

### (1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

- ①会計事務所事業部門における売上高は43,781百万円（前期比3.4%増）、営業利益は8,501百万円（前期比8.7%増）となりました。
- ②コンピューター・サービス売上高は、前期比3.2%増となりました。これはクラウドサービスによる中堅企業向け統合型会計情報システム「FX4クラウド」や「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」などのユーザー数が伸展したことによるものです。
- ③ソフトウェア売上高は、前期比6.6%増となりました。これは、平成30年度税制改正における特例事業承継税制の創設などによって「相続税申告関連システム（TPS8000シリーズ）」のユーザー数が伸展したことに加え、FX4クラウドおよび「e21まいスター」のユーザー数が伸展したことによるものです。
- ④コンサルティング・サービス売上高は、前期比11.9%減となりました。これは、FX4クラウド等のユーザー数が伸展したことに伴い、クライアント／サーバー型システムに関わる立ち上げ支援料およびハードウェア保守料収入が減少したことによるものです。
- ⑤ハードウェア売上高は、前期比7.2%減となりました。これはクラウドサービスへの移行増加に伴いサーバー等のハードウェアの需要が減少したことによります。

### (2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

- ①地方公共団体事業部門における売上高は14,113百万円（前期比2.9%増）、営業利益は3百万円（前期比99.4%減）となりました。

なお、営業利益の大幅な減少は、神奈川県町村情報システム共同事業組合（13町村）等の新規受注団体のシステム移行に伴う仕入高が増加したこと、および新規に開発した法人市町村民税システム、人事情報システム等のソフトウェアに係る減価償却費が増加したことなどによるものです。

- ②コンピューター・サービス売上高は、前期比4.0%増となりました。これは基幹系システムの新たな顧客を受注したことによりアウトソーシング売上高やデータセンター利用売上高が増加したこと、LGWANクラウドサービスである「証明書コンビニ交付システム」や「課税資料イメージ管理システム」などのユーザー数が伸展したことによるものです。
- ③ソフトウェア売上高は、前期比15.6%増となりました。これは、国民健康保険制度や介護保険制度の改正に伴うシステム改修費が増加したこと、基幹系システムおよび公会計システムのユーザー数が伸展したことによるものです。
- ④コンサルティング・サービス売上高は、前期比11.5%減となりました。これは前期にあった市区町村向けの情報セキュリティ体制の強化（「庁内ネットワークの情報セキュリティ強靱化対策事業」）に伴う売上高が当期はなかったことによるものです。
- ⑤ハードウェア売上高は、前期比25.6%減となりました。これは前期にあった市区町村向けの情報セキュリティ体制の強化（「庁内ネットワークの情報セキュリティ強靱化対策事業」）に伴うサーバーやネットワーク機器等の販売が当期はなかったことによるものです。

### (3) 印刷事業部門（子会社：東京ラインプリンタ印刷株式会社）の売上高の推移

- ①印刷事業部門における売上高は3,726百万円（前期比1.8%増）、営業利益は168百万円（前期比1.1%増）となりました。
- ②データプリントサービス（DPS）関連商品の売上高は前期比7.8%増となりました。これは、平成29年10月に行われた第48回衆議院議員総選挙関連の受注、年度始めにおける地方自治体からの通知書関連業務の受注、官公庁からの大口受注、民間企業からの大口DM受注、およびビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）案件の受注が伸展したことによるものです。
- ③ビジネスフォーム関連の売上高は、前期に引き続きビジネス帳票の需要減退が続いており、前期比3.0%減となりました。

## 2. 全社に関わる重要な事項

### (1) 「大阪北部地震」「平成30年7月豪雨」および「平成30年北海道胆振東部地震」への対応について

当期は日本各地で発生した大規模な自然災害により、一部営業所において臨時休業せざるを得ない状況となりましたが、社員や営業所には大きな被害はなく、早期に業務を再開することができました。

また、当社では、被災したTKC会員事務所とその関与先企業、および地方公共団体の皆さまが早期に通常の業務に戻れるよう、支援活動を実施させていただきました。

### (2) TKCカスタマーサポートサービスビルの竣工

平成30年3月16日、栃木県鹿沼市にTKCカスタマーサポートサービスビル（地上4階建て、延べ床面積4,991.99平方メートル）を竣工しました。当ビルは、顧客サポートの強化のために設立した100%子会社であるTKCカスタ



マーサポートサービス株式会社（設立：平成29年10月5日）のサービス拠点として、平成30年4月2日から営業を開始しました。

### （3）千葉営業課の新設

平成30年6月1日、千葉県内の顧客市町村へのサポート強化を目的として千葉営業課を新設しました。

### （4）当社名誉会長によるTKC会員に対する株式無償譲渡について

当社名誉会長である飯塚真玄氏は、平成30年3月、全国のTKC会員のうち、税理士法第33条の2に基づく書面添付の実践を新たに開始された620名に対し、個人で保有する当社普通株式の贈与を実施されました。これは税理士業界の発展を願う立場から、税理士法第33条の2に基づく書面添付の実践は税理士の作成する決算書・申告書の信頼性を税務当局および金融機関等に保証するものであり、その実践こそが会計事務所業界の発展につながるの信念によるものです。なお、飯塚真玄氏は平成18年にも弟故飯塚容晟氏（元当社副社長）と共に個人所有の当社株式合計300万株を6,657名のTKC会員に贈与されています。

なお、飯塚真玄氏による今回の第二次贈与は、これから平成34年までの5年間、当社株式100万株を上限として実施される予定です。

## 3. 会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づき、当社のお客さまである税理士または公認会計士（以下、TKC会員）1万1,200名（平成30年9月30日現在）が組織するTKC全国会との密接な連携の下で事業を展開しています。

TKC全国会は、昭和46年に創設され、次の六つの事業目的を掲げて活動しています。

- 1) 租税正義の実現
- 2) 税理士業務の完璧な履行
- 3) 中小企業の存続・発展の支援
- 4) TKC会員事務所の経営基盤の強化
- 5) TKCシステムの徹底活用
- 6) 会員相互の啓発、互助及び親睦

（注）TKC全国会については、別冊『TKC全国会のすべて』またはTKCグループホームページ (<https://www.tkc.jp/>) をご覧ください。

### （1）TKC全国会がいま展開する運動について

TKC全国会では、現在、次の二つの重点目標を設定し、その実現に向けて積極的な運動を展開しています。

#### ①重点目標1：次の三大テーマに取り組み、社会的な役割を完遂しよう！

- 1) 「中小会計要領」に準拠した信頼性の高い決算書の作成と金融機関等への普及促進
- 2) 「書面添付」の推進（確定決算主義に基づく決算書・申告書の信頼性保証）
- 3) 「自計化」の推進（黒字決算の実現と適正申告の支援）

#### ②重点目標2：事務所総合力を発揮し、高付加価値体制を構築しよう！

関与先企業に対して、地域金融機関等との連携により、次の三つを積極的に推進しよう。

- 1) TKCモニタリング情報サービス
- 2) 経営改善支援（早期経営改善計画策定支援）
- 3) 創業・事業承継・海外展開などの支援

当社では、こうしたTKC全国会の運動を支援するため、中小企業の存続と発展に役立つシステムやサービスの開発・提供に取り組んでいます。

### （2）会計事務所事業部の重点活動テーマについて

当社では、このようなTKC全国会の運動を支援するため、戦略目標を「TKC方式による自計化の推進（FXシリーズの推進）」「会員導入（TKC全国会への入会促進）」「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）の利用促進」——と設定して営業活動を展開してきました。

また、最近の法制度等の変化に対応するため、新たな戦略目標として「電子帳簿保存法への完全対応支援」「TKCモニタリング情報サービスの推進支援」「特例事業承継税制への対応支援」を設定しています。

#### ① TKC方式による自計化の推進（FXシリーズの推進）

以下のような営業活動の結果、FXシリーズのユーザー数は平成30年9月30日現在で約26万社となりました。

##### 1) 「e21まいスター」および「FX2」の推進

TKC会員の関与先企業向け自計化システムとして、年商5,000万円までの小規模企業を対象とした「e21まいスター」と、年商5億円までの中小企業を対象とした「FX2」を提供しています。

当期においては、これらの利用を促進するため以下の活動を展開しました。

- a. TKC会員事務所に対してシステムの活用に関する所内研修会を実施するとともに、それぞれの事務所ごとに自計化推進目標の決定と対象企業の絞り込みの支援、および具体的な推進方法を検討する自計化推進会議の開催を支援しました。

- b. 本年の7月に行われた第45回TKC全国役員大会において、TKC会員による農業分野での自計化推進を支援する「FX農業会計」の開発方針、およびFXシリーズを利用する関与先企業の経営者がスマートフォン等で“いつでも・どこでも”自社の業績を確認できる「スマート業績確認機能」の開発方針を発表し、平成30年10月提供に向けての取り組みを開始しました。

## 2) 「FX4クラウド」の推進

TKC会員の優良関与先企業の離脱防止と大型関与先企業拡大を目的として、年商5億～50億円規模の中堅企業向けに統合型会計情報システム「FX4クラウド」を提供しています。当期においては以下の活動を展開しました。

- a. TKC会員への動機付けを目的として、全国で20のTKC地域会が開催する会計事務所向け研修会の開催を支援し、FX4クラウドの推進に取り組む事務所の増加に努めました。また、6月からはユーザー企業を対象に「経理業務効率化セミナー」を開催しました。これはFX4クラウドの強みである部門別業績管理や、自社独自のマネジメントレポートを作成できる「マネジメントレポート設計ツール」の活用法を解説することで、FX4クラウドを有効活用していただけるよう支援することを狙いとしています。
- b. 経済産業省が実施する「サービス等生産性向上IT導入支援事業」を、会計事務所主導による自計化推進の絶好の機会と捉え、TKC会員事務所へ当事業に関する情報を提供するとともに、関与先企業への利用提案を支援しました。

## 3) 「TKCシステムまいサポート」の利用促進

FXシリーズ利用企業の円滑なシステム運用と、TKC会員事務所が安心して自計化を推進できる環境を提供するため、関与先企業からの電話問い合わせ対応をTKCの専門スタッフが直接サポートする「TKCシステムまいサポート」を提供しています。当期においては同サービスの利用事務所数の拡大に努めました。

## ② 会員導入（TKC全国会への入会促進）

TKC全国会では、平成32年12月末までにTKC会員事務所を1万超とする運動に取り組んでいます。当社はその達成に向けて、TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会等と密接に連携して会員導入活動を展開しています。

当期においては、TKC会員や関連機関から税理士・公認会計士の紹介を得るとともに、未入会の中堅・大型事務所および独立開業を予定している公認会計士などを対象とした各種セミナーの実施を通じて新規入会を促進しました。

こうした活動の結果、平成30年9月30日現在のTKC会員は約9,600会計事務所、1万1,200会員となりました。なお事務所数と会員数の違いは、1事務所に複数会員がおられることによるものです。

## ③ 「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」の利用促進

当社では、「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」を会計事務所へ提供するすべてのサービスの基盤（プラットフォーム）として位置付けています。

当期においては、OMS利用による各種サービスの強化、すなわち情報セキュリティの強化、TKCモニタリング情報サービスの活用による金融機関との連携強化、会計事務所のコンプライアンス経営の強化――を訴求ポイントとした活用促進を実施しました。

また、OMSのオプション機能として「使用人等に対する監督義務」（税理士法第41条の2）の履行を支援するためにセキュアなチャットツール「TKCチャット」の提供を本年4月から開始しました。

こうした活動の結果、平成30年9月30日現在でOMS利用事務所は約7,200事務所となりました。

## ④ 電子帳簿保存法への完全対応支援

平成30年度税制改正において、所得税の申告に際して、1) 帳簿の保管に関して電子帳簿保存法の適用を受けている場合、または2) 電子申告を実施した場合は、青色申告の特別控除額を10万円優遇する旨の内容が盛り込まれました。これは、電子帳簿保存法に基づいて申告の基礎となる帳簿記録の加除・訂正履歴を保存している事業者を税制上優遇するという点で画期的な改正であり、この流れは今後、法人税にも波及していくと考えられています。

## ⑤ 「TKCモニタリング情報サービス」の推進支援

「TKCモニタリング情報サービス」は、TKC会員事務所が巡回監査と月次決算を行った上で作成された月次試算表、年度決算書などの財務情報を、TKC会員が関与先企業の経営者からの依頼に基づいて無償で金融機関に提供するクラウドサービスです。その情報提供のタイミングは、年度決算書の場合であれば税務署に対する電子申告と同時にされるため、最も早いものとなります。

これを採用した金融機関からは、「早期に会計情報が入手できるので、事前に融資先の現状分析ができ、密度の濃い面談ができる」「融資先への訪問時には決算書や試算表を入手する目的ではなく、融資先の事業の内容をヒアリングできるようになった」などの高い評価を得ています。

当期においては、金融機関に対して以下の二つを訴求点として活動しました。

### 1) 中小企業の決算書の信頼性は、以下の3表により確認できること。

1. TKC会員が実践する税理士法第33条の2に基づく『添付書面』
2. 会社法第432条が求める帳簿の適時性をTKCが3年分証明する『記帳適時性証明書』

(同時に「帳簿＝決算書＝法人税/消費税申告書」の一气通貫を証明しています。)

### 3. 日本税理士会連合会が制定した『中小会計要領チェックリスト』

#### 2) TKCモニタリング情報サービスによりこれらの書類を迅速に入手できること。

これらが評価され、新たに株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)でのサービスの利用が開始(平成30年10月)されるとともに、全国で22の信用保証協会においても採用されています。

こうした活動の結果、当サービスを採用する金融機関は急速に伸びており、平成30年9月30日現在で全国約380の金融機関に採用され、情報提供企業件数は5万件を突破しています。

#### ⑥ 特例事業承継税制への対応支援

経営者の高齢化が進む中で、地域社会においては雇用を支える中小企業の多くが事業承継されることなく廃業することが懸念されています。こうした状況を受け、国は平成30年度税制改正において従来の事業承継税制の措置に加えて、特例措置(「特例事業承継税制」)を設けました。その適用を希望する中小企業は、都道府県へ「特例承継計画」を認定経営革新等支援機関(以下、「認定支援機関」)の指導・助言を受けて作成・提出することが求められることとなります。

当社では、認定支援機関であるTKC会員が、中小企業の事業承継を効果的に支援できるよう、TKC全国会とともに「TKC全国会特例事業承継税制対応プロジェクト」を発足させ、システム開発に加え、各種支援ツールの提供、セミナーの企画・運営を実施しております。

また、平成30年6月1日には、特例事業承継税制を適用する場合に必要な「特例承継計画」の作成を可能とした「平成30年版事業承継税制適用支援システム(特例事業承継税制対応版)/TPS8800」を開発・提供しました。

#### (3) 入会契約書の改定について

平成30年1月1日付で入会契約書を改定しました。これは、TKC全国会の目標である「TKC会員事務所1万超事務所」の達成と、当社がTKC会員事務所へ提供するすべてのサービスのプラットフォームと位置付ける「OMS」と、TKC全国会ネットワーク「ProFIT」の利用促進を目的としています。これにより、これまで複数種類存在した入会契約書式を一本化したほか、1) 入会金および基本計算料の統一、2) 基本計算料を処理料金に全額充当する措置、3) OMS、ProFITの利用を前提とする契約に変更、4) 基本プログラムセットの値引き、5) OMS、ProFITの利用料の無償化(入会から3年間に限る)——など、会員がこれまで以上に便利にTKCのサービスを受けられるようにいたしました。

当社では、会員へ新入会契約の説明を行うとともに、新契約への移行をご提案しました。

#### (4) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

##### ① 『中小会計要領』の普及のための支援活動

TKC全国会では、中小企業である関与先企業が準拠すべき会計基準として、平成24年2月に制定された「中小企業の会計に関する基本要領」(『中小会計要領』)を推奨しています。

中小企業庁のホームページでは、「中小企業向け会計ルール」の意義を次のように説明しています。

(出典：<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/about/QandA.htm>)

「中小会計要領とは；

非上場企業である中小企業にとって、上場企業向け会計ルールは必要ありませんが、中小企業でも簡単に利用できる会計ルールは今までありませんでした。中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)は、次のような中小企業の実態を考えてつくられた会計ルールです。

- ・経理人員が少なく、高度な会計処理に対応できる十分な能力や経理体制を持っていない
- ・会計情報の開示を求められる範囲が、取引先、金融機関、同族株主、税務当局等に限定されている
- ・主に法人税法で定める処理を意識した会計処理が行われている場合が多い

そこで本要領は、1) 自社の経営状況の把握に役立つ会計、2) 利害関係者(金融機関等)への情報提供に資する会計、3) 会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計、4) 中小企業に過重な負担を課さない会計——の考えに沿って作成されています。

当社は、その普及・活用に向けたTKC全国会の運動を支援するため、教材等の整備と他の中小企業支援団体との連携について継続的に取り組んでいます。

##### ② 『記帳適時性証明書』の発行

当社では、TKC会員が当社システムを利用する際にTKCデータセンターに自動的に残されたロギングデータと過去の時系列データを活用して、金融機関などの第三者が客観的にTKC会員事務所の業務水準を判定するための資料となる『記帳適時性証明書』を無償で発行しています。

この証明書は、関与先企業ごとに、過去3年(36カ月)に遡って「会計事務所が、いつ巡回監査と月次決算を実施したか」を明らかにするものです。と同時に、この証明書が発行されている場合は、1) 日々の記帳に基づいて「会計帳簿」が作成されていること、2) その会計帳簿に基づいて「決算書」が作成されていること、3) その決算書に基づいて法人税と消費税の「税務申告書」が作成されていること——を証明しています。これを当社では「税務と会計の一气通貫」と呼んでおります。

なお、そのような一貫通貫に反するような会計処理がなされた場合は『記帳適時性証明書』は発行されません。このサービスは、TKC会員が作成する決算書と税務申告書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。これは過去データの遡及的な加除・訂正を禁止する当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたもので、TKC会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでのすべての業務プロセスを適時に完了したことを株式会社TKCが第三者として証明するものです。

#### (5) 大企業市場への展開

当社は、TKCシステムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務の合理化に貢献するとともに、これらの企業およびその関連会社をTKC会員の関与先企業とするための活動を積極的に展開しています。

この活動に資するシステムとして、「TKC連結グループソリューション」（連結会計システム「eCA-DRIVER」、連結納税システム「eConsoliTax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「ASP1000R」、統合型会計情報システム「FX5」、電子申告システム「e-TAXシリーズ」、固定資産管理システム「FAManager」、証憑ストレージサービス「TDS」、海外ビジネスモニター「OBMonitor」ほか）を提供しています。

当期においては、当社システムに対する認知度・ブランド力の向上を図るため、TKC全国会中堅・大企業支援研究会（平成30年9月30日現在の会員数は約1,320名）およびTKC全国会海外展開支援研究会（平成30年9月30日現在の会員数は約630名）と連携し、平成30年度税制改正で資本金1億円超の大法人に義務づけられた電子申告への対応のためのセミナーやIFRSの導入に伴う収益認識に関する会計基準の改定、海外M&Aをテーマとしたセミナー、IPOを目指す企業を対象としたセミナー等を開催しています。

また、当社システムユーザーに対して、企業グループ全体の決算・申告業務をカバーする当社システムの強みを生かしたトータル提案を実施しました。さらに6月から、大企業の税務手続き（申請・届出）の電子化を支援するクラウドサービス「TKC税務申請・届出クラウド」の提供を開始しています。

こうした活動の結果、TKC連結グループソリューションの利用企業グループ数は、平成30年9月30日現在で約2,900企業グループ（傘下企業数約1万9,900社）となりました。なお、当社システムは日本の上場企業の売上高トップ100社のうち80%超の企業に採用されています。

#### (6) 法律情報データベースの市場拡大

当社が独自に構築した法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開された全法律分野にわたる判例等および当社独自のルートで収集した判例・裁決等を収録しており、その文献総数は平成30年9月30日現在で29万3,000件超とわが国最大の収録件数となっています。また、そのLEX/DBインターネットを中核とする総合的な法律情報データベースである「TKCローライブラリー」は、そのほか92万9,000件を超える論文等の所在情報に加えて、株式会社ぎょうせい社殿、株式会社日本評論社殿、株式会社有斐閣殿、株式会社中央経済社殿、株式会社判例タイムズ社殿など18社の法律専門出版社が運用する57法律情報データベースと連動しており、そのアクセス可能な情報総数は260万件を超えています。

##### ① TKCローライブラリーの利用拡大

TKCローライブラリーの販売促進では、実務に役立つコンテンツを顧客別にパッケージ化（法律事務所向け「法律事務所パック」、企業法務向け「企業法務パック」）することで、その活用をアピールすることに継続して取り組んできました。また、提携先である株式会社労働開発研究会殿と共同開発した労働法関連ポータルサイト「労働法EX+」（平成29年3月提供）は、労働法学会研究会会員向けおよびTKCローライブラリーのオプションコンテンツとして新たな販路での利用拡大につながっています。

当期においては、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部などへの積極的な提案活動の結果、ユーザー数は5万IDを超え、平成30年9月30日現在で1万9,600超の諸機関で利用されています。

##### ② アカデミック市場における展開

「TKC法科大学院教育研究支援システム」を利用する54校の法科大学院に対し、システムの利用を基盤とした早期学修支援制度の導入を提案し、文部科学省の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」に応募ができるよう支援しています。このシステムには学生の自学自習を支援する演習システム（「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」「論文演習セミナー」）と、「学習支援NAVI」および「判例学習ドリル」を搭載しています。特に、司法試験に向けた学習計画と進捗管理および必須の判例学習と演習が行える機能は、司法試験合格者からもその利用効果について高い評価を得ており、年々ユーザー数が拡大しています。

また、当期から大学の学部を対象とした「公務員試験学習ツール」の本格的な展開を開始し、平成30年9月30日現在で16校が契約、56校がトライアル利用を行っています。

##### ③ 海外展開

「TKCローライブラリー（海外版）」の代理店販売については、韓国や台湾、中国をはじめとするアジア諸国、ドイツ、イギリス、アメリカなどの裁判所や政府機関、大学、法律事務所等からの引き合いがあり、アジア諸国を中心に今後も利用拡大が見込まれています。

さらに、海外展開を強化するために名古屋大学のアジア法整備・法教育支援拠点である「日本法教育研究センター」（アジアに8カ所）と連携し、法律家人材育成における現地学生の論文作成でTKCローライブラリーの活用を推進しています。

このような活動の結果、平成30年9月30日現在で70件超の海外ライセンスが利用されています。

#### 4. 地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

##### (1) 地方公共団体向けクラウドサービスの開発・提供

当社では、全国の地方公共団体（主に市区町村）を対象とした「TKC行政クラウドサービス」を提供しています。これは、「住民向けサービス」「基幹系サービス」および「庁内情報系サービス」の各種業務を支援する「TASKクラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括出力処理を支援する「TASKアウトソーシングサービス」とにより構成されています。

特にTASKクラウドサービスは、当社データセンターを運用拠点として全国の市区町村が共同で利用する単一のパッケージシステムであることから、国の「自治体クラウド」推進政策の観点からも注目されています。

当期においては、新たに「TASKクラウド福祉相談支援システム」の提供を開始したほか、既存システムの機能強化に努めました。

また、一昨年に受注した神奈川県町村情報システム共同事業組合殿（計14町村）の業務については、平成30年9月末までに13町村の基幹系業務システムと、11町村の公会計システムなど内部情報系システムの移行を完了しております。

さらに、横浜会場（6月28日）を皮切りに全国17都市で「TASKクラウドフェア2018」を開催するなど積極的な提案活動を展開した結果、当社の基幹系業務システムは平成30年9月30日現在で全国150を超える団体に採用されています。

##### (2) 住民向けクラウドサービスの拡充

マイナンバーカードの活用策として、住民の利便性向上の観点からコンビニエンスストアにおける証明書等の交付サービスを導入・検討する市区町村が急増しています。

当社では、これを実現するシステムとして「TASKクラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しています。本システムは全国の市区町村を対象とした初のクラウドサービスとして数多くの稼働実績を持ち、平成30年9月30日現在で政令指定都市を含め全国70を超える団体に採用されています。

当期においては、各種機能の強化拡充を図るほか、本システムの仕組みを利用して庁内の窓口サービス改革を支援する「TASKクラウドかんたん窓口システム」を提供し、それぞれについて積極的な提案活動を実施しました。

##### (3) 地方税電子申告のクラウド化への対応

一般社団法人地方税電子化協議会殿の認定委託先事業者として、同会が運営する地方税電子申告・電子納税の標準システムをクラウド方式で提供するとともに、当社独自の機能として各団体が運用する税務システムとの「データ連携サービス」を開発・提供しています。

また、本サービスの推進にあたっては、アライアンスパートナー契約を結ぶ全国46社とともに提案活動を展開しています。その結果、当社システムの中核をなす「TASKクラウド地方税電子申告支援サービス」は、平成30年9月30日現在で全都道府県・市区町村の4割以上にあたる750を超える団体に採用されています。

当期においては、来年10月から全国で運用が開始される地方税共通納税システムを見据えた、新たなデータ連携サービスなど関連サービスの開発・提案活動に取り組みました。

##### (4) 地方公会計の統一的な基準への対応

市区町村においては、現行の「現金主義会計」（単式簿記）を補完する仕組みとして「発生主義会計」（複式簿記）を整備し、財務書類などを作成・開示するとともに、そのデータを行政経営に活用することが求められています。これを支援するため、当社では国が推奨する日々仕訳方式に対応した「TASKクラウド公会計システム」とその関連システムとして「TASKクラウド固定資産管理システム」「TASKクラウド連結財務書類作成システム」を提供しています。

当期においては、セグメント別財務書類分析機能など新たな活用機能の開発・提案活動を進めたほか、神奈川県町村情報システム共同事業組合殿をはじめ新規顧客団体においてシステムの本稼働および円滑な運用の支援に取り組みました。

その他、新規顧客への提案活動を展開した結果、TASKクラウド公会計システムは平成30年9月30日現在で全国約190団体に採用されています。

##### (5) その他、法律および制度改正等への対応

わが国政府は今年6月に『世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画』を閣議決定し、国際競争力を強化するためにデジタル技術を徹底的に活用した「行政サービス改革」を断行する方針を打ち出しました。

この決定により全国の市区町村においては今後、“デジタル化3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）”に沿った行政サービスを実現し、利用者（行政、国民、事業者）全体の利便性向上を図ることが求められることとなります。

こうした状況を踏まえて、当社では新製品・サービスの企画と開発を一段と加速するとともに最新情報の収集・発信など顧客サポートを強化するため、平成30年4月1日付でシステム開発本部行政システム研究センターに「デジタル・ガバメント対応推進室」と「法制度改正対応推進室」を新設したほか、平成30年10月1日付で行政システム研究センターをシステム開発本部から分離独立し、新たに「システム企画本部」を発足するなど、大幅な組織変更を行いました。当期においては、行政システム研究センターを中心として最先端デジタル技術を活用した次世代システム・サービスの調査・研究、開発を進めております。

## 5. 印刷事業部門の営業活動と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、データプリントサービス（DPS）事業およびビジネスフォームの印刷を基軸に製造・販売を展開しています。

DPS分野では、平成29年10月の第48回衆議院議員総選挙での選挙関連の受注、5月の地方自治体からの通知書関連業務の受注、また官公庁の大口受注、民間企業からの大口DM受注、ビジネス・プロセス・アウトソーシングの定期案件受注などにより、前期比7.8%増の売上高となりました。

ビジネスフォーム印刷分野では、ビジネス帳票の需要が減少傾向にあるものの、大手顧客からの定期的な受注の継続により、売上高は前期に対して3.0%減と小幅な減少に止まりました。

## II キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金および現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ2,229百万円増加し、19,268百万円になりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの概況とその主な理由は次のとおりです。

### 1. 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、8,810百万円増加（前連結会計年度比687百万円収入増）しました。その主な理由は、税金等調整前当期純利益が8,897百万円計上されたこと等によるものです。

### 2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、4,013百万円減少（前連結会計年度比603百万円支出減）しました。その主な理由は、有形固定資産の取得2,552百万円を支払ったこと、および無形固定資産の取得1,395百万円を支払ったこと等によるものです。

### 3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、2,567百万円減少（前連結会計年度比452百万円支出減）しました。その主な理由は、平成29年9月期末配当ならびに平成30年9月期中間配当2,895百万円を支払ったこと、および自己株式の取得3百万円を支払ったこと等によるものです。

### Ⅲ 生産、受注及び販売の実績

#### 1. 生産実績

特に記載すべき事項はありません。

#### 2. 受注実績

特に記載すべき事項はありません。

#### 3. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
会計事務所事業	43,781	103.4
地方公共団体事業	14,113	102.9
印刷事業	3,726	101.8
合計	61,621	103.2

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 金額には消費税等は含まれておりません。

### Ⅳ 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

#### 1. 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

#### 2. 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する分析・検討内容

##### (1) 当社グループの当連結会計年度の経営成績の分析

「業績等の概要 I 業績」をご参照ください。

##### (2) 当社グループの当連結会計年度の財政状態の分析

###### ①資産の部について

当連結会計年度末における資産合計は、90,202百万円となり、前連結会計年度末85,428百万円と比較して4,773百万円増加しました。

###### 1) 流動資産

当連結会計年度末における流動資産は、33,961百万円となり、前連結会計年度末30,545百万円と比較して3,415百万円増加しました。

その主な理由は、「現金及び預金」が2,229百万円、「売掛金及び受取手形」が1,135百万円増加したことなどによるものです。

###### 2) 固定資産

当連結会計年度末における固定資産は、56,240百万円となり、前連結会計年度末54,883百万円と比較して、1,357百万円増加しました。

その主な理由は、「建設仮勘定」が310百万円、「ソフトウェア仮勘定」が278百万円減少したものの、「建物及び構築物（純額）」が1,372百万円、「投資有価証券」が367百万円、「ソフトウェア」が176百万円増加したことなどによるものです。

###### ②負債の部について

当連結会計年度末における負債合計は、17,651百万円となり、前連結会計年度末16,536百万円と比較して1,114百万円増加しました

###### 1) 流動負債

当連結会計年度末における流動負債は、13,955百万円となり、前連結会計年度末13,345百万円と比較して、609百万円増加しました。

その主な理由は、「その他」に含まれる「前受金」が286百万円減少したものの、「買掛金」が431百万円、「未払法人税等」が243百万円「電子記録債務」が182百万円増加したことなどによるものです。

## 2) 固定負債

当連結会計年度末における固定負債は、3,696百万円となり、前連結会計年度末3,191百万円と比較して、505百万円増加しました。

その主な理由は、「リース債務」が169百万円減少したものの、「退職給付に係る負債」が368百万円、「長期借入金」が357百万円増加したことなどによるものです。

## ③純資産の部について

当連結会計年度末における純資産合計は、72,550百万円となり、前連結会計年度末68,892百万円と比較して3,658百万円増加しました。

その主な理由は、「利益剰余金」が3,256百万円、「その他有価証券評価差額金」が295百万円増加したことなどによるものです。

なお、当連結会計年度末における自己資本比率は、78.6%となり、前連結会計年度末78.8%と比較して0.2ポイント減少しました。

## (3) 当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因

「2 事業等のリスク」をご参照ください。

## (4) 当社グループの資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、経営体質の強化を図りながら持続的に企業価値を向上するにあたり、事業活動に必要な資金は、自己資金を中心とすることを基本方針としております。この方針のもと事業活動の維持に必要な手元資金を保有し、十分な流動性を確保していると考えております。

また、情報通信技術（ICT）が急速に進歩するとともに、社会の諸制度が大きく変化していく中で当社のお客さまのビジネスを成功に導きながら、市場環境の変化に迅速に対応し競争優位を実現するために、先行的な研究開発投資と積極的な設備投資を実施しております。

## (5) 当社グループの経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。



#### 4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 5 【研究開発活動】

当社グループでは、会計事務所とその関与先企業に対し、革新的な情報とマネジメント・ツールを提供するため、並びに地方公共団体に対して、行政事務の効率化・標準化・ネットワーク化を推進するために、ソフトウェアの研究・開発を行っております。

また、研究・開発を行う部門では、システム開発業務における品質管理・品質保証体制の確立・強化を目的として、品質保証の国際規格である「品質システム—設計、開発、製造、据付及び附帯サービスにおける品質保証モデル（ISO 9001）」の認証を平成11年7月に取得しております。また平成22年9月にはその範囲を拡大し、地方公共団体事業部システム開発本部においても取得いたしました。

当連結会計年度における研究開発費は82百万円であり、主要な研究開発の成果は次のとおりであります。

##### (1) 会計事務所事業

連結納税採用の企業グループ、事業所・事務所が多数ある企業向けの税務申請・届出書の作成と電子申請を行うクラウドシステムを、FX2・FX4クラウドと法人用／継続MASシステムを利用する関与先企業において、会計事務所の支援のもと社長と部門長が議論しながら予算を策定する『部門別予算策定システム（クラウドシステム）』を開発しています。

当事業に係る研究開発費は82百万円であります。

##### (2) 地方公共団体事業

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）では、ソフトウェアの開発分野と情報処理サービス分野において継続的に設備投資を行っております。

当連結会計年度においては、5,359百万円の設備投資（無形固定資産及び調整額等を含む）を実施しました。

##### (1) 会計事務所事業

当社システムのクラウド環境を強化するためのクラウド共通基盤増強費用及び販売用ソフトウェアの制作など2,985百万円の設備投資を行いました。

##### (2) 地方公共団体事業

クラウドシステムによるサービス提供用ソフトウェアの制作など1,818百万円の設備投資を行いました。

##### (3) 印刷事業

オフセットフォーム輪転印刷機の購入及び工場増築建設（建設中）など556百万円の設備投資を行いました。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

平成30年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	工具、 器具及び 備品	その他		合計
TKC栃木本社 TKCシステム開発研究所 TKCインターネット・サー ビスセンター TKC栃木統合情報センター (栃木県宇都宮市他) ※1, ※2	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	開発設備 情報通信サー ビス設備 情報処理設備	5,880	0	2,696 (29,418.00)	1,049	3,538	13,165	1,107
TKC東京本社 TKCシステム開発研究所東 京分室 (東京都新宿区他)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	事務所設備	106	—	—	64	—	170	374
TKC東京統合情報センター (東京都練馬区)	会計事務所 事業	情報処理設備	216	—	2,224 (1,447.44)	44	—	2,485	23
TKC中部統合情報センター (愛知県春日井市)	会計事務所 事業	情報処理設備	50	—	196 (3,017.47)	44	—	291	17
TKC関西統合情報センター (大阪府茨木市)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	情報処理設備 事務所設備	523	—	314 (817.30)	46	—	884	32
TKC中四国統合情報センタ ー (岡山県岡山市北区)	会計事務所 事業	情報処理設備	16	—	—	2	—	19	11
TKC九州統合情報センター (福岡県古賀市)	会計事務所 事業	情報処理設備	166	—	203 (2,341.48)	23	—	394	11
TKC北海道統合情報センタ ー TKC北海道SCGサービス センター (北海道札幌市中央区)	会計事務所 事業	情報処理設備	23	—	—	7	—	31	32
TKC東北統合情報センター TKC東北SCGサービスセ ンター (宮城県仙台市青葉区)	会計事務所 事業	情報処理設備	6	—	—	4	—	11	28

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	工具、 器具及び 備品	その他	合計	
TKC沖縄統合情報センター TKC沖縄SCGサービスセンター (沖縄県那覇市)	会計事務所 事業	情報処理設備	5	—	—	10	—	16	9
TKC茨城SCGサービスセンター (茨城県つくば市)	会計事務所 地方公共団 体事業	事業所設備	27	—	147 (1,120.00)	0	—	175	20
TKC山口SCGサービスセンター (山口県山口市)	会計事務所 事業	事業所設備	20	—	197 (814.00)	0	—	218	6
寮・社宅 (栃木県宇都宮市)	会計事務所 地方公共団 体事業	福利厚生設備	234	—	391 (5,326.69)	2	—	628	—

## (2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	工具、 器具及び 備品	その他	合計	
東京ラインブ リント印刷㈱	羽生工場 (埼玉県 羽生市)	印刷事業	印刷設備	64	255	145 (7,275.17)	6	19	490	60
東京ラインブ リント印刷㈱	DPS ソリューションセンター (埼玉県 羽生市)	印刷事業	印刷設備	450	190	110 (5,776.00)	9	516	1,276	53

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等の金額は含まれておりません。  
2. 上記以外の連結会社の設備の状況については、設備が小規模のため記載を省略しております。  
3. 帳簿価額のうち「その他」は、リース資産、ソフトウェア(仮勘定含む)であります。  
4. ※1には、一部福利厚生施設が含まれております。  
※2には、貸与中の建物1,551百万円、工具、器具及び備品111百万円を含んでおり、子会社であるTKCカスタマーサポートサービス(株)に貸与されている。  
5. 上記以外の主要な賃借をしている設備は、次のとおりであります。

(提出会社)

事務所の年間賃借料

710百万円

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して計画しております。

設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、提出会社を中心となってグループ全体の調整を図っています。

なお、当連結会計年度末（平成30年9月30日）現在における重要な設備の新設、除却等の計画は、経常的な設備更新を除き、次のとおりであります。

#### 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		床面積
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
東京ライン プリンタ印刷機 DPS ソリューション センター	埼玉県 羽生市	印刷事業	データプリント サービス工場の 増設	739	259	自己資金 及び 借入金	平成30年9月	平成31年4月	5,787.97㎡

(注) 上記の金額には、消費税等の金額は含まれておりません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年12月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	26,731,033	26,731,033	東京証券取引所市場 第一部	単元株式数100株
計	26,731,033	26,731,033	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### ①【ストックオプション制度の内容】

当社は平成30年10月31日開催の取締役会におきまして、「株式報酬型ストックオプション制度」の廃止及び新しい「信託を用いた株式報酬制度」(以下「本制度」という。)の導入を決議し、また平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会におきまして、本制度の導入を決議いたしました。付与されたストックオプションとしての新株予約権のうち未行使のものにつきましては、権利放棄され、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、放棄された新株予約権の目的となる株式数相当のポイントが本制度において付与されます。

なお、新しい株式報酬制度の内容については、「(8)役員・従業員株式所有制度の内容」に記載しております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### 第1回新株予約権(平成24年2月10日取締役会決議)

決議年月日	平成24年2月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 9 当社監査役(社外監査役を除く) 2
新株予約権の数(個) ※	122
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 12,200(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	自 平成24年3月13日 至 平成59年3月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,146 資本組入額 573 (注) 2
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日(平成30年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 発行価格は、新株予約権の払込金額と行使時の払込金額を合算しております。
- 3 新株予約権の行使の条件
  - (1) 新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たるときは翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
  - (2) 上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
  - (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に定める新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上表の「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に定める新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記(注)3に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得条項  
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
    - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
    - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
    - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について、当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- ⑤新株予約権の目的となる種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第2回新株予約権（平成24年11月5日取締役会決議）

決議年月日	平成24年11月5日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 10 当社監査役（社外監査役を除く） 2 当社執行役員 13
新株予約権の数（個）※	200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 20,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1
新株予約権の行使期間 ※	自 平成24年12月8日 至 平成59年12月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,033 資本組入額 517 （注）2
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4

※ 当事業年度の末日（平成30年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 第1回新株予約権の（注）1を参照して下さい。

2 第1回新株予約権の（注）2を参照して下さい。

3 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位又は執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 第1回新株予約権の（注）4を参照して下さい。



第3回新株予約権（平成25年11月12日取締役会決議）

決議年月日	平成25年11月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 10 当社監査役（社外監査役を除く） 2 当社執行役員 13
新株予約権の数（個）※	224
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 22,400（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1
新株予約権の行使期間 ※	自 平成25年12月10日 至 平成60年12月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,324 資本組入額 662 （注）2
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4

※ 当事業年度の末日（平成30年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額と行使時の払込金額を合算しております。  
3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位又は使用人の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。但し、当社の取締役及び監査役の地位並びに使用人の地位を喪失した者が、その地位を喪失した日から10日以内に当社の取締役に就任し、若しくは当社の商業使用人となる場合は、その者は新株予約権を行使することができないものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注) 1に定める新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上表の「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記(注) 3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得条項  
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
  - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
  - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について、当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑤ 新株予約権の目的となる種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第4回新株予約権（平成26年11月11日取締役会決議）

決議年月日	平成26年11月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 11 当社監査役（社外監査役を除く） 2 当社執行役員 17
新株予約権の数（個）※	191
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 19,100（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1
新株予約権の行使期間 ※	自 平成26年12月13日 至 平成61年12月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,570 資本組入額 785 （注）2
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4

※ 当事業年度の末日（平成30年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 第3回新株予約権の（注）1を参照して下さい。  
2. 第3回新株予約権の（注）2を参照して下さい。  
3. 第3回新株予約権の（注）3を参照して下さい。  
4. 第3回新株予約権の（注）4を参照して下さい。

第5回新株予約権（平成27年11月10日取締役会決議）

決議年月日	平成27年11月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 9 当社監査役（社外監査役を除く） 2 当社執行役員 21
新株予約権の数（個）※	162
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 16,200（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1
新株予約権の行使期間 ※	自 平成27年12月12日 至 平成62年12月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,671 資本組入額 1,336 （注）2
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4

※ 当事業年度の末日（平成30年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 第3回新株予約権の（注）1を参照して下さい。  
2. 第3回新株予約権の（注）2を参照して下さい。  
3. 第3回新株予約権の（注）3を参照して下さい。  
4. 第3回新株予約権の（注）4を参照して下さい。

第6回新株予約権（平成28年11月8日取締役会決議）

決議年月日	平成28年11月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 9 当社監査役（社外監査役を除く） 2 当社執行役員 22
新株予約権の数（個）※	160
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 16,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1
新株予約権の行使期間 ※	自 平成28年12月13日 至 平成63年12月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,558 資本組入額 1,279 （注）2
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4

※ 当事業年度の末日（平成30年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 第3回新株予約権の（注）1を参照して下さい。  
2. 第3回新株予約権の（注）2を参照して下さい。  
3. 第3回新株予約権の（注）3を参照して下さい。  
4. 第3回新株予約権の（注）4を参照して下さい。

第7回新株予約権（平成29年11月7日取締役会決議）

決議年月日	平成29年11月7日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 9 当社監査役（社外監査役を除く） 2 当社執行役員 21
新株予約権の数（個）※	165
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 16,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1
新株予約権の行使期間 ※	自 平成29年12月11日 至 平成64年12月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,478 資本組入額 1,739 （注）2
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4

※ 当事業年度の末日（平成30年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 第3回新株予約権の（注）1を参照して下さい。  
2. 第3回新株予約権の（注）2を参照して下さい。  
3. 第3回新株予約権の（注）3を参照して下さい。  
4. 第3回新株予約権の（注）4を参照して下さい。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成21年11月30日 (注)	△1,185,800	26,731,033	—	5,700	—	5,409

(注) 自己株式の消却による減少であります。

## (5) 【所有者別状況】

平成30年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	32	23	109	156	2	7,603	7,925	—
所有株式数 (単元)	—	85,142	4,157	65,238	36,275	2	76,122	266,936	37,433
所有株式数の割合（%）	—	31.9	1.6	24.4	13.6	0.0	28.5	100.0	—

(注) 1. 自己株式350,802株は「個人その他」に3,508単元及び「単元未満株式の状況」に2株含めて記載しております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ6単元及び87株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

平成30年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
公益財団法人飯塚教育英会	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	37,530	14.2
大同生命保険株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	25,690	9.7
TKC社員持株会	東京都新宿区揚場町2番1号	16,083	6.1
公益財団法人租税資料館	東京都中野区南台3丁目45番13号	14,465	5.5
飯塚真玄	栃木県宇都宮市	10,042	3.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	9,655	3.7
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT 常任代理人 香港上海銀行東京支店	東京都中央区日本橋3丁目11番1号	6,970	2.6
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	6,664	2.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,074	2.3
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	5,983	2.3
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	5,983	2.3
計	—	145,141	55.0

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 356,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,337,300	263,373	—
単元未満株式	普通株式 37,433	—	—
発行済株式総数	26,731,033	—	—
総株主の議決権	—	263,373	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社TKC	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	350,800	—	350,800	1.31
株式会社TKC出版	東京都千代田区九段南4丁目8番8号	5,500	—	5,500	0.02
計	—	356,300	—	356,300	1.33

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、当社の取締役（社外取締役及び国外居住者を除く。）、執行役員（国外居住者を除く。）及び監査役（社外監査役及び国外居住者を除く。）（以下「取締役等」という。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度の導入を、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会において決議しております。

①本制度の内容

本制度では、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用します。本制度は、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様に、取締役等に対して当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付及び給付（以下「交付等」という。）する制度であります。

②対象者に交付等を行う予定の株式の総数

平成31年9月30日で終了する事業年度から平成33年9月30日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」という）を対象に合計1,549百万円を上限として本信託へ拠出いたします。なお、当初対象期間においては株式報酬型ストックオプションからの移行措置分として合計977百万円を上限とする金額を含んでおります。

信託契約の内容

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	専門実務家であって当社と利害関係のない第三者
信託契約日	平成31年2月26日（予定）
信託の期間	平成31年2月26日（予定）～平成34年2月28日（予定）
制度開始日	平成31年3月1日（予定）
議決権行使	行使しないものとします
取得株式の種類	当社普通株式
信託金の上限金額	取締役及び執行役員1,470百万円（予定） （信託報酬及び信託費用を含む。） 監査役 79百万円（予定）（同上）
株式の取得方法	株式市場または当社（自己株式処分）より取得
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

③本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者

取締役等のうち受益者要件を満たす者



## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	821	3,470,590
当期間における取得自己株式	74	296,740

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成30年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 ( — )	—	—	—	—
保有自己株式数	350,802	—	350,876	—

(注) 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、平成30年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による譲渡、単元未満株式の買取りによる株式及び売渡請求による売渡株式は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

さらに、取締役会決議により、毎年3月31日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社の配当政策は、株主の皆さまのご期待に応えるため、取締役会が決定した中期経営計画に基づき、每期適正な利益を持続的に確保しながら、同業者平均を超える配当を実現することを基本方針としております。また、情報通信技術（ICT）が急速に進歩するとともに、社会の諸制度が大きく変化していく中で、当社の顧客である会計事務所並びに地方公共団体への支援を強化し、これらのお客さまのビジネスを成功に導きながら、市場における競争力を堅持していくためには、今後とも先行的な研究開発投資と積極的な設備投資を実施していくことが必要不可欠です。

従いまして、株主の皆さまに対する配当につきましては、研究開発投資等の源泉としての自己資本の充実と長期的かつ安定的な配当原資とのバランスを念頭に置きながら、財政状態、経営成績及び配当性向等を総合的に勘案して決定しています。

なお、当社は、株主の皆さまの期待にお応えするべく、第52期中間及び期末の各配当予想を普通配当50円（第51期は中間配当40円及び期末配当60円）とすることを平成30年5月2日に公表し、中間配当については50円配当の取締役会決議を経て実施しています。

当事業年度においては、売上高、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益について、2期連続で過去最高を更新する結果となりました。これに基づき、株主の皆さまに敬意と感謝の意を表するため、平成30年5月2日に公表いたしました当期末の1株当たりの配当金に5円増配し、期末配当金は55円といたしました。

この結果、年間配当性向は46.5%となりました。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成30年5月2日 取締役会	1,319	50
平成30年12月21日 定時株主総会	1,450	55

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月
最高(円)	2,359	3,690	3,365	3,530	4,875
最低(円)	1,576	1,841	2,393	2,716	3,305

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成30年4月	平成30年5月	平成30年6月	平成30年7月	平成30年8月	平成30年9月
最高(円)	4,420	4,630	4,525	4,315	4,365	4,875
最低(円)	3,980	4,120	3,935	3,810	3,985	4,170

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 5 【役員の状況】

男性14名 女性一名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役	社長執行役員	角 一幸	昭和23年9月28日生	昭和47年3月 当社入社 平成2年12月 当社取締役 営業本部副本部長 平成9年4月 当社取締役 地方公共団体事業部副部長 平成9年5月 当社常務取締役 地方公共団体事業部副部長 平成10年12月 当社常務取締役 地方公共団体事業部長 平成13年7月 T K C 保安サービス㈱ 代表取締役社長 (現任) 平成13年12月 当社専務取締役 地方公共団体事業部長 平成18年12月 当社取締役 専務執行役員 地方公共団体事業部長 平成20年12月 当社代表取締役 副社長執行役員 地方公共団体事業部長 平成23年12月 当社代表取締役 社長執行役員 会計事務所事業部長 平成24年6月 ㈱スカイコム 代表取締役会長 (現任) 平成28年10月 当社代表取締役 社長執行役員 (現任) 平成29年10月 T K C カスタマーサポートサービス㈱ 代表取締役社長 (現任)	(注) 6	217
代表取締役	副社長執行役員	岩田 仁	昭和32年3月31日生	昭和55年4月 当社入社 平成12年12月 当社取締役 総務本部長 平成16年9月 当社取締役 経営管理本部長 平成17年12月 当社常務取締役 経営管理本部長 平成18年12月 当社取締役 常務執行役員 経営管理本部長 平成20年12月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 平成26年8月 T K C 金融保証㈱ 代表取締役副会長 (現任) 平成29年12月 一般社団法人 T K C 企業共済会 代表理事副理事長 (現任) 平成30年10月 当社代表取締役 副社長執行役員 (現任)	(注) 6	65
代表取締役	専務執行役員 会計事務所事業部長	飯塚真規	昭和50年3月12日生	平成14年4月 当社入社 平成22年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部 企業情報システム営業本部担当兼 企業情報システム営業本部 Gプロジェクト推進本部長 平成24年10月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部 企業情報システム営業本部長 平成24年12月 当社取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 企業情報システム営業本部長 平成26年4月 当社取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 営業本部長 平成26年12月 当社代表取締役 専務執行役員 会計事務所事業部 営業本部長 平成28年10月 当社代表取締役 専務執行役員 会計事務所事業部長 (現任)	(注) 6	72

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	常務執行役員 税務研究所長	伊藤 誠	昭和31年9月2日生	昭和54年4月 国税庁入庁 平成25年6月 国税庁徴収部長 平成26年7月 国税庁退職 平成26年9月 当社入社 税務研究所副所長 平成26年12月 当社取締役 常務執行役員 税務研究所長 (現任)	(注)6	13
取締役	常務執行役員 地方公共団体 事業部長	湯澤正夫	昭和34年1月16日生	昭和54年4月 当社入社 平成18年12月 当社地方公共団体事業部 執行役員 営業企画本部長 平成23年12月 当社取締役 執行役員 地方公共団 体事業部担当 平成24年1月 当社取締役 執行役員 地方公共団 体事業部長 平成26年12月 当社取締役 常務執行役員 地方公 共団体事業部長 (現任)	(注)6	44
取締役	常務執行役員 会計事務所事 業部システム 開発研究所長	五十嵐康生	昭和42年1月4日生	平成元年4月 当社入社 平成24年8月 当社執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 会計情報シス テム開発センター長 平成24年10月 当社執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 財務ホストシ ステム開発センター長 平成28年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所 事業部 システム開発研究所 会計 情報システム設計センター長 平成29年11月 当社取締役 常務執行役員 会計事 務所事業部 営業本部営業企画部長 平成30年1月 当社取締役 常務執行役員 会計事 務所事業部 システム開発研究所長 (現任)	(注)6	27
取締役	執行役員 地方公共団体 事業部営業本 部長	飛鷹 聡	昭和46年1月19日生	平成15年4月 当社入社 平成22年12月 当社地方公共団体事業部 執行役員 営業企画本部ASPサービス推進部 長 平成23年12月 当社取締役 執行役員 地方公共団 体事業部 新規事業戦略本部担当 平成24年1月 当社取締役 執行役員 地方公共団 体事業部 クラウド事業推進本部長 平成30年10月 当社取締役 執行役員 地方公共団 体事業部 営業本部長 平成30年12月 当社取締役 常務執行役員 地方公 共団体事業部 営業本部長 (現任)	(注)6	20
取締役	執行役員 システムエン 지니어リング センター長	荻屋武宏	昭和39年10月8日生	平成元年4月 当社入社 平成23年6月 当社執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 ネットワーク システム開発センター長 平成24年10月 当社執行役員 経営管理本部システ ムエンジニアリングセンター長 平成30年12月 当社取締役 当社執行役員 システ ムエンジニアリングセンター長 (現 任)	(注)6	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	—	田口 操	昭和35年6月15日生	平成2年10月 税理士登録 平成2年11月 同開業 平成23年6月 税理士法人 田口パートナーズ会計 代表社員 (現任) 平成28年12月 当社取締役 (現任)	(注) 6	10
取締役	—	押田吉真	昭和31年8月17日生	昭和63年11月 税理士登録 平成3年11月 同開業 平成14年7月 税理士法人 押田会計事務所 代表 社員 (現任) 平成30年12月 当社取締役 (現任)	(注) 6	10
監査役(常勤)	—	宮下恒夫	昭和24年5月28日生	昭和50年3月 当社入社 平成18年12月 当社執行役員 T K C 全国会研究会 支援部長 平成22年10月 会長室部長 平成28年12月 当社常勤監査役 (現任) T K C 保安サービス(株) 監査役 (現 任) 平成29年10月 T K C カスタマーサポートサービス (株) 監査役 (現任)	(注) 5	98
監査役(常勤)	—	中西清嗣	昭和31年8月27日生	昭和54年4月 当社入社 昭和63年4月 当社総務部課長 平成8年1月 当社総務部次長 平成18年1月 当社総務部部长 平成27年1月 当社内部監査部部长 平成30年12月 当社常勤監査役 (現任)	(注) 7	—
監査役	—	松本憲二	昭和22年3月10日生	昭和61年9月 税理士登録 昭和61年9月 同開業 平成22年11月 税理士法人青山アカウンティングフ ォーム 代表パートナー税理士 (現任) 平成27年6月 アイ・モバイル(株) 監査役 (現任) 平成27年12月 当社監査役 (現任)	(注) 4	10
監査役	—	高島良樹	昭和34年4月18日生	平成2年4月 弁護士登録 平成15年1月 柴田・山口・高島法律事務所 パートナー弁護士 (現任) 平成20年12月 当社監査役 (現任) 平成28年12月 (株) T L P 監査役 (現任) T K C 金融保証(株) 監査役 (現任) 平成29年12月 一般社団法人 T K C 企業共済会 監 事 (現任)	(注) 5	—
計						586

- (注) 1. 取締役飛鷹聡は、代表取締役専務執行役員飯塚真規の姉の配偶者であります。
2. 取締役田口操及び取締役押田吉真は、社外取締役であります。
3. 監査役松本憲二及び高島良樹は、社外監査役であります。
4. 平成27年12月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
5. 平成28年12月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
6. 平成30年12月21日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。
7. 平成30年12月21日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループの中核をなす株式会社TKCは、昭和41年10月22日、会社定款第2条に次の2つの事業目的を掲げて設立されました。

1. 会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営
2. 地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営

会社の事業目的は、そのあと業容の拡大に伴い追加されましたが、顧客を「会計事務所」と「地方公共団体」の2つに絞り、これらの顧客の事業を成功に導くためにICT（情報通信技術）の分野で専門特化するという経営方針は変えておらず、その結果として当社グループは、わが国の情報産業界において独自の地位を占めるに至っております。

また、これをコンプライアンスの視点から見れば、当社グループ（印刷事業部門を除く）の顧客は、会計事務所事業部門においては税理士、公認会計士、税理士法人および監査法人であり、また、地方公共団体事業部門においては、県、市町村およびこれらに所属する公益法人等となっています。これらの顧客は、職業法（税理士法または公認会計士法）或いは行政法（地方自治法および地方公務員法等）により、その業務遂行において、他の職種よりも一層厳しいコンプライアンスが求められております。

そのため当社グループが設計・製造・販売するすべてのソフトウェア製品とサービスについては、顧客の業務に関連する法令への完全準拠性の確保を最優先事項としており、併せてそのような立場にある顧客から信頼を得るためにも、単体及びグループ経営におけるコンプライアンスを徹底することに鋭意努力しております。

そのような当社グループにおいて、コーポレート・ガバナンスとは、

1. 法令、定款および株主総会の決議を遵守し、会社の事業目的を達成するために、
2. 戦略的な中期経営計画の策定とより優れた人材の育成を基盤として、顧客の事業を成功に導くソフトウェア製品とサービスを開発・提供することにより、
3. 顧客から感謝と信頼、さらに願わくば尊敬までを戴けるように全力を尽くし、
4. その結果として立派な経営成績と財政状態を確保し、その成果を当社グループの本来の所有者である株主の皆様還元することである。

と理解しております。

なお、このようなコーポレート・ガバナンスの過程を通して、意思決定と事業プロセスの透明性を高め、リスク管理の徹底、さらにはタイムリーな情報開示と説明責任の遂行により、企業価値の継続的な向上をめざしてまいります。

#### II コーポレート・ガバナンス体制について

##### 1. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査役制度を採用すると共に、社外取締役を選任しております。取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図る観点から、社外取締役を選任し就任いただいております。これにより、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等が確保されております。

また、社外監査役について、主にコンプライアンス（遵法義務）及び取締役会における決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を述べるなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。

さらには、社外取締役2名及び社外監査役2名の合計4名は、独立役員の要件も充足しており、東京証券取引所に届け出ております。

以上のとおり、経営の監督機能の客観性・中立性が確保されております。

従いまして、現体制において、経営の監督機能は十分に果たされており、当社が目指す効率性と透明性の高い経営体制を構築することができるものと考えております。

##### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

###### ①業務執行

代表取締役社長が取締役会の議長となり、他の取締役が出席して毎月1回必ず取締役会を開催し、情報を共有しながら迅速な意思決定に努めております。

現在、取締役は10名選任されており、社外取締役の2名を除き、各取締役は経営における執行担当として担当部門をもち、審議に参加し、意見を具申しております。また、平成18年12月22日より執行役員制度を導入しております。

###### ②監督

取締役会は、毎月、担当業務を執行する取締役及び本社等の主要な部門の長から業務報告を受け、会社業務の執行状況を把握するとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

### ③監査

監査役は毎月の取締役会及び主要な社内会議に出席し、経営全般または個々の案件に関して意見陳述をするとともに、監査役会は、公益社団法人日本監査役協会殿の「監査役監査基準」等を参考に、当社の監査役監査方針、年度監査計画を策定し、これに基づき取締役の職務執行を監査しております。

また、会計監査人は、年度監査計画に基づき会計監査を実施するとともに、監査役及び代表取締役に対し、会計監査の方法及び結果について報告し、意見交換を行っております。

### ④指名

株主総会において取締役の人事に関する提案を行う場合は、社長を委員長とし、代表取締役及び社外取締役を委員とする取締役指名委員会を臨時に編制し、本人の事業企画提案事跡及び過去の業績への貢献度並びに人格及び識見等を考慮して、取締役への昇格及び取締役の重任に関する提案を決定しております。

### ⑤報酬

取締役報酬は、「定額報酬」と「信託を用いた株式報酬」の2種で構成されます。うち、定額報酬は、毎年1月に前事業年度における全社の業績達成度合い並びに当事業年度における全社の業績目標等を勘案し決定します。また、「信託を用いた株式報酬」は、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、取締役等に交付される当社株式の数は、株式交付規定に基づき、決定されます。

また、監査役報酬についても、「定額報酬」と「信託を用いた株式報酬」の2種で構成しており、うち、「定額報酬」は監査役の協議により決定しております。

### 3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役及び社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

4. 重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事項については、顧問弁護士に相談し、必要な検討を実施しております。また、会計監査人とは、通常の会計監査に加えて、重要な会計的課題について随時相談・検討を実施しているほか、四半期決算直後及び本決算直後においてディスカッションの機会を持っております。

### 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第5項に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、取締役会の決議により基本方針を定めております。概要は、次のとおりであります。

#### [1] 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の構築に関する基本方針 (会社法第362条第4項第6号前段関連)

- ① 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議（以下、「法令等」という。）を順守すると共に、当社の定款第2条に定める事業目的が「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」及び「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」にあることを常に念頭に置き、その実現のために職務を執行しなければならない。
- ② 取締役は、取締役会が定めた「取締役の職務権限と職務分掌に関する規定」に基づいて職務を執行すると共に、他の取締役と協力して会社業績の向上に努めなければならない。
- ③ 取締役は、自分の意思決定（部下からの提案に対する承認を含む。）が法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく法務担当取締役に相談し、その判断に従って違法行為の発生を事前に回避しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、法務担当取締役は遅滞なく代表取締役社長（以下、「社長」という。）及び常勤監査役並びに社外の顧問弁護士に報告し、その指導を受けると共に、その顛末を取締役会に報告しなければならない。
- ④ 取締役は、他の取締役又は従業員の行為又は企画の内容が法令等に違反する虞があると判断した場合は、経営の共同責任者として、遅滞なく本人に対して警告を発しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、取締役は、遅滞なく社長に報告し、その指導を受けなければならない。
- ⑤ 取締役は、取締役会に出席する前に、次回の取締役会において審議、報告及び協議（以下、「審議等」という。）を予定する案件を確認し、会社法が定める取締役会の職務（第362条）及び取締役の権限（第363条）に関する規定、並びに当社の「取締役会規定」が定める審議事項の範囲から見て、案件に漏れがないことを確認しなければならない。なお、そのほかに審議等を行うべき案件がある場合は、遅滞なく取締役会担当取締役に申し出なければならない。
- ⑥ 取締役は、取締役会に出席し、審議等を行うすべての案件について、自らの良心と責任において自由に意見を述べ、かつ議決権を行使しなければならない。また、担当職務の執行状況の報告に際しては真実を述べると共に、予想される戦略リスク又はオペレーション・リスクについて率直に問題提起し、取締役会において事前にその対応策を検討する機会と時間を与えなければならない。

- ⑦ 取締役会における審議等の過程は、「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づき、すべて録音するものとし、録音結果は、説明に使用された資料及び取締役会議事録とともに、会社法第371条に規定する電磁的記録を用いて保存しなければならない。
- ⑧ 取締役は、株主総会に出席し、株主から自らの職務執行に関する質問を受け、かつ議長から回答の指示があった場合は、進んで誠実に回答しなければならない。
- ⑨ 取締役会の議長は、取締役会における審議において、出席監査役に対して、その決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を求めなければならない。また、監査役は取締役会の議事を聴取する過程で、法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく議長に対して警告を発しなければならない。
- ⑩ 取締役は、会社の最高幹部として、『TKC企業行動憲章2006』の理念の下に、会社の社会的責任を深く自覚すると共に、不断に人格及び識見の向上に努め、法令等及び社内諸規定をよく守り、慢心と公私混同を排除すると共に、事業目的の達成のために洞察力を発揮し、率先垂範することにより、その命に服する従業員から見て最も信頼に足るべき人物たるべく努力する義務を負う。
- ⑪ 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底すると共に、係る情報をTKCグループ内で共有し、対応に関する体制を整備する。また、警察等の外部専門機関、法律顧問弁護士との間で緊密な連携を取る。

[2] 会社の業務の適正を確保するための体制の構築に関する基本方針

(会社法第362条第4項第6号後段関連)

(1) 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備

(会社法施行規則第100条第1項第1号関連)

- ① 取締役の職務の執行に係る情報（以下、「取締役職務情報」という。）のうち、株主総会の議事に係る情報については、「株主総会の議事に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- ② 取締役職務情報のうち、取締役会での審議等に係る情報については、前記（[1]⑦）のとおり「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- ③ 取締役職務情報のうち、官公署に提出した情報及び官公署から受領した情報、並びに法務に関連して社外に発信した情報及び社外から受領した情報は「法務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- ④ 前3項以外の取締役職務情報は、次の3つに区分し、「取締役の日常業務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
  1. 取締役が主催する会議（株主総会及び取締役会を除く。）のうち、当社の業績に重要な影響を与えることが予想される案件を審議した会議、又は特定の顧客、取引先、従業員の利害に直接関連する案件を審議した会議の議事録及び関連資料。
  2. 取締役が「稟議規定」に基づき決裁した承認申請書及び関連資料。
  3. その他取締役の職務の執行に関する重要な情報。
- ⑤ 前4項に係る取締役職務情報についてはデータベース化し、各情報の存否及びその内容を直ちに検索できる体制を構築するものとする。なお、必要に応じてデータベースの運用状況の検証及び規定等の見直しを行い、取締役会に報告する。

(2) 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号関連)

(2-1) 戦略リスクの管理に関する規定

- ① 戦略リスクは、事業機会に関連するリスクであり、経営上の戦略的意思決定に伴う不確実性に起因するものである。当社においては、その現状に鑑み、当分の間、戦略リスクを管理する目的を「事業機会の喪失を回避すること、並びに株主総会に提案する「取締役の人事」に関するものに限定するものとする。
- ② すべての取締役は、事業機会の喪失を回避するために、積極的な情報収集活動と飽くなき探求心をもって、顧客のビジネスの成功に貢献する事業機会を他に先駆けて捉え、その事業機会から最大の成果を引き出すために、優れた直観力を発揮し、タイムリーかつ全体最適な基本計画を立案して、その実行を社長に提案しなければならない。
- ③ 社長は、取締役（従業員を含む。）から前項の提案を受けた時は、その内容を以下の観点から評価し、実行すべしと判断した時は、その旨を取締役に報告し、取締役会において担当取締役（従業員を含む。）からその実行計画を発表せしめなければならない。
  1. 当社の経営理念への準拠性
  2. コンプライアンス
  3. 期待される顧客のビジネスへの貢献度
  4. 予想される顧客からの評価
  5. 技術的な実行可能性
  6. 必要となる資金とコスト
  7. その他、業務提携先との信義則等



- ④ 株主総会において取締役の人事に関する提案を行う場合は、社長を委員長とし、代表取締役及び社外取締役を委員とする取締役指名委員会を臨時に編制し、本人の前2項に係る事跡及び過去の業績への貢献度並びに人格及び識見等を考慮して、取締役への昇格及び取締役の重任に関する提案を決定するものとする。
- ⑤ 常務取締役以上の役付取締役への昇格及び役付取締役の取締役への降格については、代表取締役社長が他の代表取締役と協議の上で決定し、取締役会の承認を得て確定するものとする。
- (2-2) オペレーション・リスクの管理に関する規定
- (2-2-1) 全部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定
- ① オペレーション・リスクは、事業活動の遂行に関連するリスクであり、適正かつ効率的な業務の遂行の不確実性に起因するものである。また、そのリスクの種類は次の2つに分けて管理するものとする。
1. 全部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「部門共通リスク」という。）
  2. 特定部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「特定部門リスク」という。）
- なお、本項においては部門共通リスクの管理について規定する。
- ② 取締役会においてリスク管理担当取締役を選任し、その責任の下に、当社の全従業員を対象として、以下の部門共通リスクの洗い出しを行うものとする。
1. 緊急度の高いもの。
  2. コンプライアンスに関するもの。
  3. 当社の守秘義務に関するもの。
  4. 資産の保全と会計に関するもの。
  5. 業務の遂行に係る諸規定及びマニュアル等の整備に関するもの。
  6. 職場環境と労務管理に関するもの。
  7. その他必要と認めるもの。
- ③ 担当取締役は、前項の調査に基づき、いずれかの部門共通リスクについて、完全に排除できる対策があると判断したときは、遅滞なく社長に報告し、善後策を協議するものとする。
- ④ 担当取締役は、未解決のリスクについて分類整理し、これらに対応するための基本方針をまとめ、これを「オペレーション・リスクの発生防止に関する規定」（以下、本項において「規定」という。）として取締役会に提出し、その承認を受けるものとする。承認された規定は、社長方針書として全従業員に示達し、その周知徹底を図るものとする。
- ⑤ 担当取締役は、重要なリスクが顕在化したときは、直ちに規定に基づき、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。
- ⑥ 担当取締役は、前項の措置を完了してから1か月以内に、そのリスクの真因を確かめ、再発防止策を策定し、2か月以内に取締役会に報告し、規定の改訂を実施するものとする。
- ⑦ すべての部門長は、規定に基づき、毎日或いは定期的に、担当部門における規定の順守状況を確認し、担当取締役に報告するものとする。
- ⑧ 担当取締役は、これまでに認識されなかった重要な部門共通リスクを発見した者及び顕在化したリスクに関して有効な再発防止策を提案した者に対しては、特別表彰金の支給を社長に申請するものとする。
- (2-2-2) 特定部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定
- ① 特定部門リスクは、特定部門に固有なオペレーション・リスクを管理する必要がある場合及び全部門に共通するリスクではあるが、その管理には高度かつ専門的な知識を必要とする場合があり、これに関係する部門が複数の場合は以下の委員会（新設するものを含む。）が、単独部門の場合は当該部門が担当するものとする。
1. システム開発研究所業務改善委員会
  2. 自治体システム開発部門業務改善委員会
  3. 統合情報センター業務改善委員会
  4. SCGサービスセンター業務改善委員会
  5. 自治体営業部門業務改善委員会
  6. サプライ事業部業務改善委員会
  7. 東京本社業務改善委員会
  8. 人事給与制度改善委員会
  9. リスク管理委員会
  10. その他取締役会が新設すべきと決定した委員会
- ② 前項の委員会は、社長又は部門担当取締役の補佐機関とし、委員長は業務執行役員とし、委員は定員を定め、取締役会において決定するものとする。また、委員会の答申事項は担当取締役又は委員長が取締役会に出席して報告し、かつ必要な事項については取締役会の審議を求めることができるものとする。
- ③ 委員会及び特定の単独部門における特定部門リスクの管理は、(2-2-1)に定める部門共通リスクの管理に準じて行うものとする。なお、特定部門リスクの洗い出しに関しては、委員会が行い、その結果を取締役会に報告するものとする。

(2-2-3) ハザード・リスクその他の管理に関する規定

- ① 大規模な地震、水害、火災などの災害の発生、長期間にわたる停電、断水、通信回線の途絶等、会社に著しい損害を及ぼす事態が発生した場合は、速やかに社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、顧客・従業員とその家族・株主・取引先等並びに外部報道機関との情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。
  - ② 法令等に抵触する虞のある事案が発生した時は、法務担当取締役の責任の下、総務本部を統括部署として、その対応を図るものとする。なお、法令順守義務に係る重要事項については、法律顧問である社外の弁護士との間で協議を行うものとする。
- (3) 当該株式会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第1項第3号関連)
- ① 取締役会は、定例取締役会を原則として毎月10日に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、計算書類の開示及び株主総会に関連して開催される取締役会は、6か月以上前に日時を予定して開催される。
  - ② 毎期、年度末の取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から当社の経営理念に照らして策定された次年度の「経営方針」及び次年度を開始年度とする向こう3か年の「中期経営計画」が提出され、その戦略的合理性について審議する。
  - ③ 毎期、新年度の第2月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算書」並びに取締役の「職務分掌表」及び「戦略目標」に係る案が提出され、その実行可能性について審議する。
  - ④ 毎月の定例取締役会においては、前月末までの全社並びに部門別の「目標損益計算書」と「実績損益計算書」とが報告され、目標と実績との差異を分析し、年度目標の売上高と経常利益とを達成するための次の打ち手について協議する。
  - ⑤ 社長は、日常の職務執行に際して、直属の部門担当取締役が企画する個別の案件について詳細に点検し、当年度の経営方針に照らして、その企画が最大の成果を生むように調整し、かつ取締役会で承認された範囲内で社長戦略予備費の支出を承認する。
  - ⑥ 部門担当取締役は、日常の職務執行に際して、直属の業務執行役員及び管理職者が、当年度の経営方針と部門の戦略目標を正しく認識し、これを達成するためにPDCAを徹底するように指導し、常に部門全体の業績の進捗を確認しながら、年度目標の売上高と経常利益を達成するよう努力しなければならない。
  - ⑦ 部門担当取締役は、担当する部門の経営において、冗費を節約し、業務の品質と生産性を向上させると共に、職場の整理整頓に努め、すべての従業員が安全かつ快適で、面白さとやりがいを感じられるような職場環境を実現するように、指導力を発揮しなければならない。
- (4) 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第1項第4号関連)
- ① 従業員による法令等の順守を徹底するため、社長に直属する内部監査部において、監査役及び社外の顧問弁護士の指導に基づき、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」の原案を作成すると共に、その内容について取締役会の承認を得てのち、社長方針書としてすべての従業員に配布する。
  - ② 内部監査部の企画に基づき、当社のすべての従業員に対して、前項の「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を定期的実施し、その理解の徹底を図る。
  - ③ 内部監査部が社内部門を内部監査するときは、必ず、被監査部門に所属する従業員の「コンプライアンス規定」の認知度及び「コンプライアンス・マニュアル」の運用状況を確認すると共に、その「内部監査結果報告書」を監査終了後1週間以内に社長に提出する。
  - ④ 部門担当取締役は、「コンプライアンス規定」に従い、担当部門にコンプライアンス責任者を置き、部門の従業員に対して適時適切に「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を実施するものとする。
  - ⑤ 顧客情報及び社外秘情報等の社外漏洩を防止するため、社内のパソコンから社外に発信する電子メールの電文及び添付ファイルのすべてについて、一定期間保存する。
  - ⑥ 万一、当社の従業員が法令等に違反した場合に備えて、その事実及び関連情報を、内部監査部或いは最初にその情報を認知した従業員等から、社長又は法務担当取締役に緊急通報する体制を構築する。
- (5) 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第1項第5号関連)
- (イ) 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制  
(会社法施行規則第100条第1項第5号イ関連)
- ① 当社は、四半期ごとに、子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）のリスク情報の有無を監査するために、子会社等との間で、内部監査契約を締結すると共に、内部監査部が監査を実施する。

- ② 内部監査部は、子会社等に重大な損失の危険が発生したことを確認した場合は、直ちにその原因となったリスクの内容、予想される損失の程度及び当社に対する影響等について、社長及び関係部門の長に報告される体制を構築する。
  - ③ 当社と子会社等との間における不適切な取引（会社経費による個人的接待を含む。）又は会計処理を防止するため、内部監査部は、定期的子会社等の内部監査担当部門と十分な情報交換を行う。
  - ④ 当社の子会社等については、取締役又は次長職以上の従業員を取締役として派遣し、当社の経営方針と要望事項を文書により子会社等の取締役会に伝えると共に、毎月、子会社等の社長から、最新の業績及び今後の業績の見通し並びにリスク管理に関する報告書の提出を求める。
- (ロ) 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
(会社法施行規則第100条第1項第5号ロ関連)
- 別に定める「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」並びにその他社内規定に基づき、企業活動に影響を及ぼす虞のあるリスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止及び緊急事態発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。
- (ハ) 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第1項第5号ハ関連)
- ① 子会社等の取締役会（以下この項において「取締役会」という。）は、定例取締役会を原則として毎月所定の日に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、計算書類の承認及び株主総会に関連して開催される取締役会は、6か月以上前に日時を予定して開催する。
  - ② 毎期、年度末の取締役会においては、取締役会規定に基づいて、子会社等の社長（以下この項、次項において「社長」という。）から子会社等の経営理念に照らして策定された次年度の「経営方針」及び次年度を開始年度とする向こう3か年の「中期経営計画」が提出され、その戦略的合理性について審議する。
  - ③ 毎期、新年度の第2月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算書」並びに取締役の「職務分掌表」及び「戦略目標」に係る案が提出され、その実行可能性について審議する。
  - ④ 毎月の定例取締役会においては、前月末までの全社並びに部門別の「目標損益計算書」と「実績損益計算書」とが報告され、目標と実績との差異を分析し、年度目標の売上高と経常利益とを達成するための次の打ち手について協議する。
  - ⑤ 社長は、日常の職務執行に際して、直属の部門担当取締役が企画する個別の案件について詳細に点検し、当年度の経営方針に照らして、その企画が最大の成果を生むように調整する。
  - ⑥ 部門担当取締役は、日常の職務執行に際して、直属の業務執行役員又は管理職者が、当年度の経営方針と部門の戦略目標を正しく認識し、これを達成するためにPDCAを徹底するように指導し、常に部門全体の業績の進捗を確認しながら、年度目標の売上高と経常利益を達成するよう努力しなければならない。
  - ⑦ 部門担当取締役は、担当する部門の経営において、冗費を節約し、業務の品質と生産性を向上させると共に、職場の整理整頓に努め、すべての従業員が安全かつ快適で、面白さとやりがいを感じられるような職場環境を実現するように、指導力を発揮しなければならない。
- (ニ) 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第1項第5号ニ関連)
- ① 子会社等の取締役等及び使用人（以下この項において「取締役等及び使用人」という。）による法令等の順守を徹底するため、社長に直属する内部監査を担当する部門において、監査役及び社外の顧問弁護士の指導に基づき、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」を作成する。
  - ② 内部監査を担当する部門の企画に基づき、すべての取締役等及び使用人に対して、前項の「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を定期的実施し、その理解の徹底を図る。
  - ③ 内部監査を担当する部門が社内部門を内部監査するときは、必ず、被監査部門に所属する従業員の「コンプライアンス規定」の認知度及び「コンプライアンス・マニュアル」の運用状況を確認すると共に、その「内部監査結果報告書」を監査終了後1週間以内に社長に提出する。
  - ④ 部門担当取締役は、「コンプライアンス規定」に従い、担当部門にコンプライアンス責任者を置き、部門の従業員に対して適時適切に「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を実施するものとする。
  - ⑤ 顧客情報及び社外秘情報等の社外漏洩を防止するため、社内のパソコンから社外に発信する電子メールの電文及び添付ファイルのすべてについて、一定期間保存する。
  - ⑥ 万一、取締役等及び使用人が法令等に違反した場合に備えて、その事実及び関連情報を、内部監査を担当する部門或いは最初にその情報を認知した取締役等及び使用人から、社長に緊急通報する体制を構築する。
- (6) 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第1号関連)
- ① 監査役の職務を補助すべき部門として監査役室を設置し、専任の従業員を1名以上配置することとする。

- ② 前項の具体的な内容については、監査役会の意見を尊重し、人事担当取締役その他の関係者の意見も十分に考慮して決定する。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第2号関連)
- ① 監査役職務を補助すべき従業員の任命、異動、考課、懲戒については、事前に監査役会の同意を得て行うものとする。
- ② 監査役職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役会の意見に従うものとする。
- ③ 監査役職務を補助すべき従業員による必要な調査、情報収集のため、執行側各部門にあつてはその協力体制を敷くこと、また必要な会議等への出席を認めることとする。
- (8) 当該監査役設置会社の監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第3号関連)  
監査役職務を補助する従業員は、監査役に対して監査役の指揮命令に基づく職務遂行状況を適宜報告する。
- (9-1) 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制  
(会社法施行規則第100条第3項第4号関連)
- (イ) 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制  
(会社法施行規則第100条第3項第4号イ関連)
- ① 当社のすべての取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。
- ② 前項の報告及び情報提供の内容として、主なものは次のとおりとする。
1. 当社のリスク管理体制に係る部門の活動状況
  2. 当社の子会社等の監査及び内部監査に係る活動状況
  3. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
  4. 当社単独及び連結ベースの最新業績及び業績見込の発表内容及び重要開示書類の内容
  5. 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付
- ③ 取締役及び従業員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える虞のある事実を発見した時には、監査役に対して当該事実に関する事項を直ちに報告することとする。
- ④ 監査役は、すべての取締役会及び重要な会議に出席し、議長又は主催者の求めによらず、自由に意見を述べることを期待される。
- (ロ) 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制  
(会社法施行規則第100条第3項第4号ロ関連)
- ① 子会社等のすべての取締役及び監査役並びに従業員は、当社監査役会の定めるところに従い、当社各監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。
- ② 前項の報告及び情報提供の内容として、主なものは次のとおりとする。
1. 子会社等のリスク管理体制に係る部門の活動状況
  2. 子会社等の監査役監査に係る活動状況
  3. 子会社等の重要な会計方針、会計基準及びその変更
  4. 子会社等の社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付
- ③ 子会社等の取締役及び監査役並びに従業員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える虞のある事実を発見した時には、当社監査役に対して当該事実に関する事項を直ちに報告することとする。
- ④ 当社監査役は、子会社等のすべての取締役会及び重要な会議に出席し、議長又は主催者の求めによらず、自由に意見を述べることを期待される。
- (9-2) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第3項第5号関連)  
当社及び子会社等は、前号に関する事項の報告者が当社の監査役会に報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならない。
- (9-3) 当該監査役設置会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第6号関連)  
当社は、監査役職務の執行が十二分に実現達成することができるよう、監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理を、十二分に負担する。
- ① 通常の監査費用については、会社の事業計画及び監査役会の監査計画に応じて、該当事業年度に予算化する。

② その他、緊急時の監査費用、有事における監査費用について、監査役会が事前に想定し、その方針を決定することとする。なお、取締役会は、監査役会から通知された当該決定方針に基づく措置を、事業年度予算の執行状況を踏まえて審議検討のうえ、執行する。

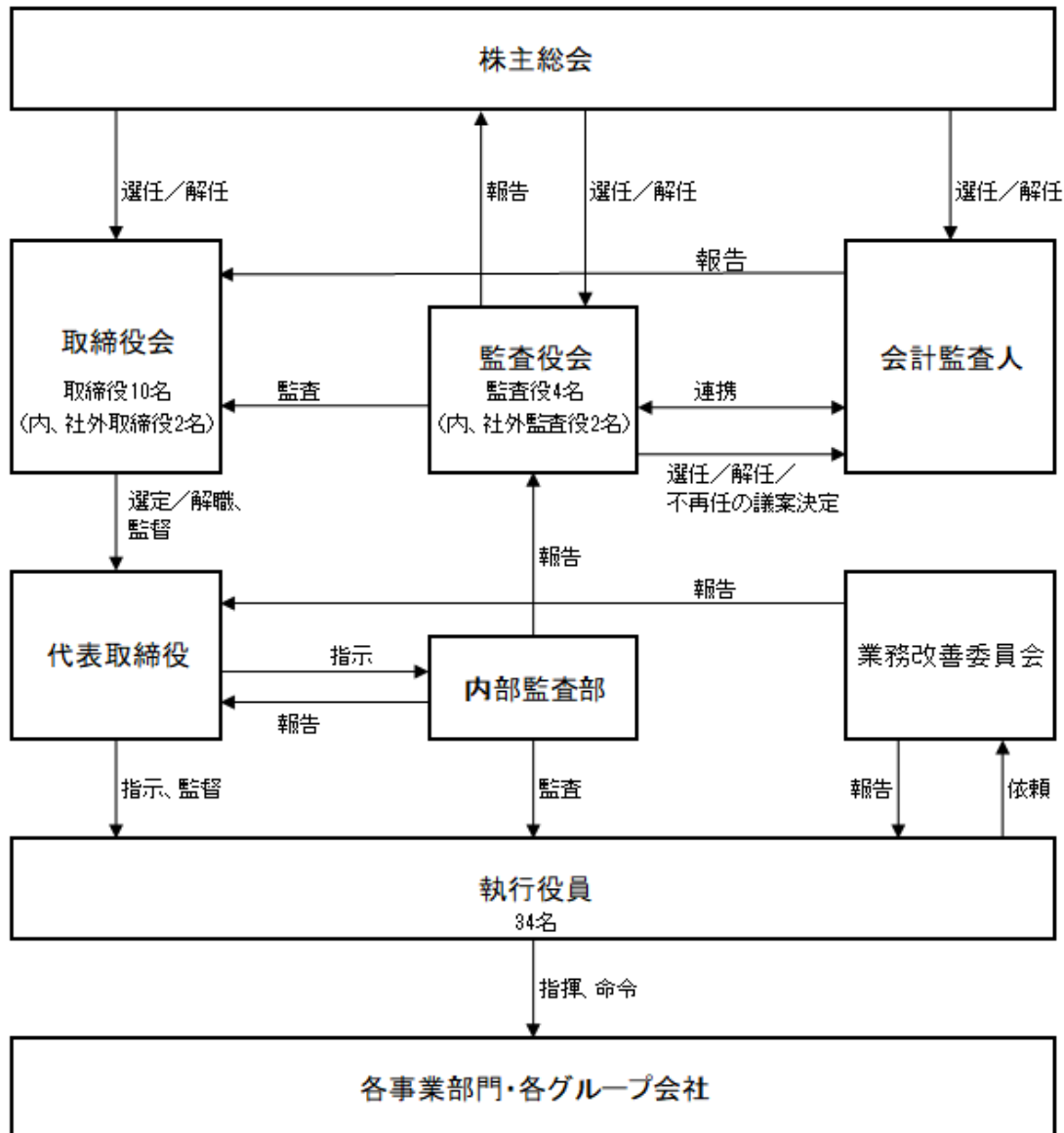
(10) その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号関連)

- ① 監査役は、内部監査部の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、これを修正又は変更すべきと判断したときは、社長に対してその旨を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。
- ② 監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、社長に対して追加監査の実施及び業務改善策の策定等を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。
- ③ 監査役は、会計監査人から事前に会計監査計画の説明を受け、四半期決算会計監査及び本決算会計監査の都度、監査の方法並びに監査結果の報告を受け、意見交換を行うものとする。
- ④ 当社の監査体制とリスク管理体制との調整を図ることにより、監査体制の実効性を高めることを目的として、法務担当取締役を責任者とし、同取締役及び各監査役が指名する次長職以上の管理職者及び内部監査部部长を委員とする監査体制強化委員会を設置し、今後、当社が構築すべき監査体制に関する報告書を作成し、これを取締役会に提出することを期待する。

6. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。当社の内部統制システムに関する模式図は以下のとおりです。



### III 内部監査及び監査役監査の状況

監査役の員数は4名であり、監査役松本憲二氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役高島良樹氏は弁護士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部統制の有効性及び実際の業務遂行状況については、監査役との連絡の下に内部監査部が全部門を対象として業務監査を計画的に実施しており、その監査結果は、社長に直接報告されております。被監査部門に対しては、監査結果に基づき、改善事項の指摘と指導を行い、監査後は改善の進捗状況を報告させることにより、実効性の高い内部監査を実施しております。内部監査部は、社長直轄の部門として、法令、定款、社長方針書、就業規則等の社内諸規定に基づき、業務執行の正当性、コンプライアンスの視点から社内各部門の業務監査を行っております。監査役は、内部監査部から事業年度毎の内部監査計画の報告、上期及び下期の内部監査の方法及び結果について報告を受け、意見交換を行っております。

また、内部監査に関しては、財務報告に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価を、金融商品取引法第24条の4の4第1項に従い行っており、監査役監査及び会計監査人による会計監査を加えた3つの監査機能は、財務報告に対する信頼性向上のため、定期的に、あるいは必要に応じて随時ディスカッションが実施され、それぞれの監査計画とその結果について情報共有、意思疎通を図りながら、効率的で実効性のある監査を実施しています。

### IV 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「TKK企業行動憲章」に明記する『コンプライアンス経営の徹底』に基づき、反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力・団体によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

#### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

##### ①対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社の栃木本社及び東京本社に反社会的勢力への対応を統括する部署（対応統括部署）を設け、不当要求防止責任者を設置しております。

また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制も整備しております。

##### ②外部の専門機関との連携状況

警察が主催する連絡会等に参加するなど、平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでいます。

##### ③反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応統括部署において、有識者や警察等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに、かかる情報を社内への注意喚起等に活用しています。

##### ④対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力への対応方法に関する事項を含むコンプライアンスに関する事例集等を作成し、コンプライアンス研修時にこれを教材として配布のうえ説明しております。

##### ⑤研修活動の実施状況

社内において反社会的勢力に関する情報を共有するとともに、社内及び当社のグループ会社において、コンプライアンス研修を実施するなど、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を推進しています。

## V. 社外取締役及び社外監査役

### 1. 社外取締役及び社外監査役の選任状況及び選任理由

区分	氏名	役割及び機能並びに選任状況に関する考え方
取締役	田口 操	<p>税理士法人田口パートナーズ会計の代表社員であり、会計事務所の経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の会計事務所事業の経営に活かしていただくと共に、取締役会の透明性を高めるため独立した立場で監督機能の強化を図る観点から、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、妥当性を確保するための発言をいただけるものとして選任しております。</p> <p>また、税理士法人田口パートナーズ会計は、当社との間で取引関係にありますが、他の第三者間取引と同様の取引条件で行なっているため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる虞はないため、独立性は確保されているものと判断しております。</p> <p>なお、同氏と当社の間には特別な利害関係等はありません。</p>
取締役	押田 吉真	<p>税理士法人押田会計事務所の代表社員であり、会計事務所の経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の会計事務所事業の経営に活かしていただくと共に、取締役会の透明性を高めるため独立した立場で監督機能の強化を図る観点から、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、妥当性を確保するための発言をいただけるものとして選任しております。</p> <p>また、税理士法人押田会計事務所は、当社との間で取引関係にありますが、他の第三者間取引と同様の取引条件で行っているため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる虞はないため、独立性は確保されているものと判断しております。</p> <p>なお、同氏と当社との間には特別な利害関係等はありません。</p>
監査役	松本 憲二	<p>取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図る観点、またコンプライアンス(遵法義務)及び取締役会における決議が法令等に違反する虞があるかどうかの観点から、意見をいただくなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための発言・助言・提言をいただけるものとして選任しております。</p> <p>また、松本憲二氏及び同氏が代表パートナー税理士に就任している税理士法人青山アカウンティングファームは、当社との間で取引関係にありますが、他の第三者間取引と同様の取引条件で行っているため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる虞はないため、独立性は確保されているものと判断しております。</p> <p>なお、同氏と当社との間には特別な利害関係等はありません。</p>
監査役	高島 良樹	<p>弁護士であり、当社取締役の業務執行について法律的観点からコンプライアンスに係る監査並びにアドバイスをいただけるものと判断し、選任しております。</p> <p>なお、同氏と当社との間には特別な利害関係等はありません。</p>

### 2. 社外取締役及び社外監査役のサポート体制

- ①当社では、社外取締役及び社外監査役を補佐するため、総務本部長を連絡担当者として選任しております。総務本部長は、社外取締役及び社外監査役に対して、取締役会または監査役会の開催の都度、事前の連絡、資料送付等を行うとともに、必要に応じて事前の資料説明を行っております。
- ②社外取締役は、会計事務所事業部門の顧客組織であるTKC全国会の主要会議に出席しております。
- ③社外監査役は、毎月1回、稟議書類、会計帳簿および主要な証憑書を閲覧し、業務担当部門長から報告を受け意見交換しております。
- ④監査役報酬は、毎年1月に前事業年度の業績に基づき、監査役の協議により決定しております。

### 3. 当社の社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

- (1) 当社の取締役会が、当社における社外取締役または社外監査役（以下、「社外役員」という。）が独立性を有すると認定するには、当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない（以下、独立性を有する社外役員を「独立役員」という。）。
- ①当社および当社の関係会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者
- ②当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
- ③当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者

- ④当社グループが大出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
  - ⑤当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている公認会計士、税理士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属するものをいう。）
  - ⑥当社の会計監査を行う監査法人に所属する者及び当社の税務監査を行う税理士または税理士法人に所属する者
  - ⑦過去3年間において、上記①から⑥までに該当していた者
  - ⑧下記に掲げる者の近親者
    - 1) 上記②から⑥までに掲げる者（ただし、②から④までの「業務執行者」においては重要な業務執行者、⑤の「団体に所属する者」においては重要な業務執行者及びその団体が監査法人や税理士法人並びに法律事務所等の会計や法律の専門家団体の場合は公認会計士、税理士、弁護士等の専門的な資格を有する者、並びに⑥の「監査法人に所属する者」または「税理士法人に所属する者」においては重要な業務執行者及び公認会計士、税理士等の専門的な資格を有する者に限る。）
    - 2) 当社グループの重要な業務執行者
    - 3) 過去3年間において、上記②に該当していた者
- (2) 前項に定める要件のほか、独立役員は、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有してはならない。
- (3) 独立役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように務め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に告知するものとする。

注1：社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいう。

「社外取締役 株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう。」

注2：社外監査役とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいう。

「社外監査役 株式会社の監査役であって、過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう。」

注3：業務執行者とは、取締役（社外取締役を除く）、会社法第418条に定める執行役（以下、執行役という。）、執行役員及び使用人等の業務を執行する者をいう。

注4：当社グループを主要な取引先とする者とは、以下のいずれかに該当する者とする。

- ①当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する会社をいう。以下同じ。）であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が1億円または当該取引先グループの連結売上高の2%のいずれか高いほうの額を超える者
- ②当社グループが負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループの当該取引先グループへの全負債額が1億円または当該取引先グループの連結総資産の2%のいずれか高いほうの額を超える者

注5：当社グループの主要な取引先とは、以下のいずれかに該当する者とする。

- ①当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が1億円または当該取引先グループの連結売上高の2%のいずれか高いほうの額を超える者
- ②当社グループに対して負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループへの当該取引先グループの全負債額が1億円または当該取引先グループの連結総資産の2%のいずれか高いほうの額を超える者
- ③当社グループが借入をしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する会社をいう。）であって、直前事業年度における当社グループの当該金融機関グループからの全借入金額が当社グループの連結総資産の2%を超える者

注6：当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている公認会計士、税理士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家とは、当社グループから、役員報酬以外に直前事業年度において1,000万円またはその者の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ている者をいう。

注7：近親者とは、2親等以内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。

注8：重要な業務執行者とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員及び部門責任者等の重要な業務を執行する者をいう。

注9：上記の「事業年度」は、個人の場合には所得税の計算の対象となる年度と読み替える。



## VI. 会計監査の状況

### 1. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人与監査契約を締結しており、当該監査法人の会計監査を受けております。平成30年9月期において業務を執行した公認会計士の氏名等は次のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 関谷靖夫

指定有限責任社員 業務執行社員 野田裕一

監査業務に係る補助者の人数

公認会計士 7名

その他 17名

### 2. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に係る議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

### 3. 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

## VII. その他

### 1. 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

### 2. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

### 3. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり責任を合理的な範囲にとどめるため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

### 4. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

### 5. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、資本効率の向上や株主利益の向上などの資本政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

### 6. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会における特別決議を機動的に行うことを目的とするものであります。

## VIII. 役員報酬等

### 1. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	役員賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	316	270	46	—	—	9
監査役 (社外監査役を除く。)	33	29	3	—	—	2
社外取締役	28	28	—	—	—	2
社外監査役	28	28	—	—	—	2

### 2. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

#### (報酬の決定に関する方針)

当社の役員報酬については、平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会の決議により年額の報酬限度額を定め、取締役の報酬等の額を「480百万円以内」、監査役の報酬等の額を「80百万円以内」としております。また、取締役（社外取締役及び国外居住者を除く。）、執行役員（国外居住者を除く。）及び監査役（社外監査役及び国外居住者を除く。）については、この報酬限度枠とは別枠にて、株式報酬制度（「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載のとおり）に基づき、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を行うことを平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会で決議しております。

報酬体系については、取締役（社外取締役を除く）及び監査役（社外監査役を除く）の報酬は「定額報酬」及び中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるための「信託を用いた株式報酬」で構成されております。なお、社外取締役及び社外監査役の報酬等は、「定額報酬」のみとしております。

#### (報酬の決定に関する手続)

取締役の報酬については、株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議により決定することとしております。

また、監査役の報酬については、株主総会で承認を受けた範囲内で、監査役の協議により決定しております。

IX. 株式の保有状況

1. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
14銘柄 5,271百万円

2. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
前事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)T&Dホールディングス	1,780,000	2,907	企業間取引関係の維持・強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,322,180	1,696	企業間取引関係の維持・強化
(株)めぶきフィナンシャルグループ	275,325	119	企業間取引関係の維持・強化
日本製紙(株)	17,000	35	企業間取引関係の維持・強化
東洋証券(株)	51,000	13	企業間取引関係の維持・強化
水戸証券(株)	31,460	11	企業間取引関係の維持・強化
富士通(株)	11,880	9	企業間取引関係の維持・強化
東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株)	9,187	6	企業間取引関係の維持・強化

当事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)T&Dホールディングス	1,780,000	3,337	企業間取引関係の維持・強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,322,180	1,646	企業間取引関係の維持・強化
(株)めぶきフィナンシャルグループ	275,400	108	企業間取引関係の維持・強化
日本製紙(株)	17,000	35	企業間取引関係の維持・強化
東洋証券(株)	51,000	13	企業間取引関係の維持・強化
水戸証券(株)	31,460	12	企業間取引関係の維持・強化
富士通(株) (注)	11,880	9	企業間取引関係の維持・強化
東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株)	9,187	6	企業間取引関係の維持・強化

(注) 富士通(株)は、平成30年10月1日付けで普通株式につき10株を1株とする株式併合を行っております。

3. 保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	44	10	43	10
連結子会社	—	—	—	—
計	44	10	43	10

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度及び当連結会計年度）

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度及び当連結会計年度）

当社は、当社の監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書（日本公認会計士協会 平成23年12月22日）」に基づいて、当社のASPサービス業務に係る内部統制に関する保証業務の対価等を支払っております。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、監査日数等を勘案し、協議の上で決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成29年10月1日から平成30年9月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成29年10月1日から平成30年9月30日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年9月30日)	当連結会計年度 (平成30年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	20,039	22,268
受取手形及び売掛金	6,555	7,690
リース投資資産	269	290
商品及び製品	325	200
仕掛品	289	255
原材料及び貯蔵品	140	163
繰延税金資産	2,046	2,213
その他	913	914
貸倒引当金	△33	△35
流動資産合計	30,545	33,961
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	6,619	7,991
機械装置及び運搬具（純額）	508	596
工具、器具及び備品（純額）	1,249	1,418
土地	6,922	6,922
リース資産（純額）	342	275
建設仮勘定	569	259
有形固定資産合計	※1 16,212	※1 17,464
無形固定資産		
ソフトウェア	2,806	2,983
ソフトウェア仮勘定	976	698
その他	29	26
無形固定資産合計	3,812	3,707
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 23,659	※2 24,026
長期貸付金	82	87
繰延税金資産	2,953	2,998
長期預金	6,000	6,000
差入保証金	1,310	1,318
長期リース投資資産	459	350
その他	392	286
投資その他の資産合計	34,858	35,068
固定資産合計	54,883	56,240
資産合計	85,428	90,202

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年9月30日)	当連結会計年度 (平成30年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	2,392	2,824
電子記録債務	897	1,080
1年内返済予定の長期借入金	71	142
リース債務	353	363
未払金	2,918	2,805
未払法人税等	1,445	1,689
未払消費税等	543	492
賞与引当金	3,028	3,169
その他	1,694	1,387
流動負債合計	13,345	13,955
固定負債		
長期借入金	223	580
リース債務	746	576
退職給付に係る負債	1,668	2,036
その他	552	501
固定負債合計	3,191	3,696
負債合計	16,536	17,651
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	5,409	5,409
利益剰余金	56,549	59,806
自己株式	△968	△971
株主資本合計	66,690	69,944
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	621	917
その他の包括利益累計額合計	621	917
新株予約権	178	235
非支配株主持分	1,401	1,453
純資産合計	68,892	72,550
負債純資産合計	85,428	90,202

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
売上高	59,705	61,621
売上原価	20,419	21,002
売上総利益	39,285	40,619
販売費及び一般管理費	※1,※2 30,718	※1,※2 31,939
営業利益	8,567	8,679
営業外収益		
受取利息	31	31
受取配当金	110	122
受取地代家賃	42	46
助成金収入	—	40
持分法による投資利益	11	12
その他	33	31
営業外収益合計	229	284
営業外費用		
支払利息	3	2
その他	0	0
営業外費用合計	4	3
経常利益	8,792	8,961
特別利益		
固定資産売却益	※3 2	※3 3
資産除去債務戻入益	23	—
特別利益合計	25	3
特別損失		
固定資産売却損	—	※4 3
固定資産除却損	※5 3	※5 9
ソフトウェア除却損	15	—
投資有価証券評価損	—	53
減損損失	※6 0	※6 0
特別損失合計	19	66
税金等調整前当期純利益	8,798	8,897
法人税、住民税及び事業税	2,828	3,032
法人税等調整額	△156	△347
法人税等合計	2,671	2,685
当期純利益	6,126	6,212
非支配株主に帰属する当期純利益	55	54
親会社株主に帰属する当期純利益	6,071	6,158



## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
当期純利益	6,126	6,212
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	970	304
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	※1 971	※1 304
包括利益	7,097	6,517
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	7,032	6,454
非支配株主に係る包括利益	65	63

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,700	5,419	52,606	△350	63,374
当期変動額					
剰余金の配当			△2,122		△2,122
親会社株主に帰属する当期純利益			6,071		6,071
自己株式の取得				△677	△677
自己株式の処分		△10	△5	59	44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△10	3,943	△617	3,316
当期末残高	5,700	5,409	56,549	△968	66,690

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△339	△339	176	1,345	64,556
当期変動額					
剰余金の配当					△2,122
親会社株主に帰属する当期純利益					6,071
自己株式の取得					△677
自己株式の処分					44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	961	961	2	56	1,019
当期変動額合計	961	961	2	56	4,335
当期末残高	621	621	178	1,401	68,892

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,700	5,409	56,549	△968	66,690
当期変動額					
剰余金の配当			△2,901		△2,901
親会社株主に帰属する当期純利益			6,158		6,158
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	3,256	△3	3,253
当期末残高	5,700	5,409	59,806	△971	69,944

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	621	621	178	1,401	68,892
当期変動額					
剰余金の配当					△2,901
親会社株主に帰属する当期純利益					6,158
自己株式の取得					△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	295	295	57	52	405
当期変動額合計	295	295	57	52	3,658
当期末残高	917	917	235	1,453	72,550

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	8,798	8,897
減価償却費	2,716	2,646
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2	2
賞与引当金の増減額 (△は減少)	174	140
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	85	368
受取利息及び受取配当金	△141	△154
支払利息	3	2
持分法による投資損益 (△は益)	△11	△12
固定資産除却損	3	9
ソフトウェア除却損	15	—
固定資産売却損益 (△は益)	△2	0
減損損失	0	0
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	53
資産除去債務戻入益	△23	—
株式報酬費用	46	57
売上債権の増減額 (△は増加)	△132	△1,422
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△123	136
その他の資産の増減額 (△は増加)	14	△74
仕入債務の増減額 (△は減少)	634	736
その他の負債の増減額 (△は減少)	△394	△89
未払消費税等の増減額 (△は減少)	13	△50
その他	△59	105
小計	11,614	11,353
利息及び配当金の受取額	168	192
利息の支払額	△3	△2
法人税等の支払額	△3,655	△2,733
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,123	8,810
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△3,000	△3,000
定期預金の払戻による収入	4,000	3,000
有形固定資産の取得による支出	△2,124	△2,552
有形固定資産の売却による収入	2	5
無形固定資産の取得による支出	△1,602	△1,395
出資金の償還による収入	100	—
投資有価証券の取得による支出	△2,561	△1
投資有価証券の償還による収入	500	—
差入保証金の差入による支出	△15	△31
差入保証金の回収による収入	9	23
貸付けによる支出	—	△150
貸付金の回収による収入	74	139
その他の支出	—	△49
その他の収入	1	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,617	△4,013

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△40	—
長期借入れによる収入	—	500
長期借入金の返済による支出	△71	△71
リース債務の返済による支出	△102	△86
自己株式の取得による支出	△677	△3
配当金の支払額	△2,119	△2,895
非支配株主への配当金の支払額	△9	△10
その他	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,019	△2,567
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	486	2,229
現金及び現金同等物の期首残高	16,552	17,039
現金及び現金同等物の期末残高	※1 17,039	※1 19,268

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 (4社)

東京ラインプリンタ印刷株式会社

TKC保安サービス株式会社

株式会社スカイコム

TKCカスタマーサポートサービス株式会社

上記のうち、TKCカスタマーサポートサービス株式会社については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

非連結子会社 (1社)

TKC金融保証株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

TKC金融保証株式会社は、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないこと、かつ、全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社 (2社)

株式会社TKC出版

アイ・モバイル株式会社

アイ・モバイル株式会社については、決算日が3月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。

持分法を適用しない非連結子会社の数 (1社)

TKC金融保証株式会社

(持分法の適用の範囲から除いた理由)

TKC金融保証株式会社は、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

1) その他有価証券

a. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② たな卸資産

1) 商品・原材料

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2) 製品

進捗度を加味した売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3) 仕掛品

進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

4) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	10年～50年
機械装置及び運搬具	4年～10年
工具、器具及び備品	2年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

1) ソフトウェア

a. 市場販売目的のソフトウェア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却しております。

b. 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間を5年とする定額法を採用しております。

2) その他

定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア（ソフトウェアの開発契約）に係る収益及び売上原価の計上基準

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他のプロジェクト

工事完成基準

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、

①手許現金

②随時引き出し可能な預金

③容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資

からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

①消費税及び地方消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

(税効果会計に係る会計基準の適用指針等)

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定日

平成31年9月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年9月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。



(連結貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成29年9月30日)	当連結会計年度 (平成30年9月30日)
	21,859百万円	22,141百万円

※2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年9月30日)	当連結会計年度 (平成30年9月30日)
投資有価証券(株式)	272百万円	284百万円

(連結損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
給与	10,196百万円	10,706百万円
賞与引当金繰入額	2,610	2,709
退職給付費用	513	767
減価償却費	584	688
賃借料	2,066	2,105
研究開発費	106	82

※2. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
	106百万円	82百万円

※3. 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
機械装置及び運搬具	0百万円	1百万円
工具、器具及び備品	2	1
計	2	3

※4. 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
機械装置及び運搬具	—	3百万円

※5. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
建物及び構築物	1百万円	0百万円
工具、器具及び備品	2	4
無形固定資産	—	4
その他(投資その他の資産)	0	—
計	3	9

※6. 減損損失

前連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都新宿区他	遊休資産	電話加入権	0

当社グループは、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（0百万円）として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。

当連結会計年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都新宿区他	遊休資産	電話加入権	0

当社グループは、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（0百万円）として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,396百万円	439百万円
組替調整額	△0	—
税効果調整前	1,396	439
税効果額	△426	△135
その他有価証券評価差額金	970	304
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	0	0
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	971	304

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成28年10月1日至平成29年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(百株)	当連結会計年度増加 株式数(百株)	当連結会計年度減少 株式数(百株)	当連結会計年度末株 式数(百株)
発行済株式				
普通株式	267,310	—	—	267,310
合計	267,310	—	—	267,310
自己株式				
普通株式(注)	1,797	2,024	305	3,517
合計	1,797	2,024	305	3,517

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,024百株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,017百株、単元未満株式の買取りによる増加7百株であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少305百株は、ストックオプションの行使による減少であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとし ての新株予約権	—	—	—	—	—	178
	合計	—	—	—	—	—	178

## 3. 配当金に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年12月22日 定時株主総会	普通株式	1,062	40	平成28年9月30日	平成28年12月26日
平成29年5月10日 取締役会	普通株式	1,060	40	平成29年3月31日	平成29年6月12日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年12月22日 定時株主総会	普通株式	1,582	利益剰余金	60	平成29年9月30日	平成29年12月25日

当連結会計年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（百株）	当連結会計年度増加 株式数（百株）	当連結会計年度減少 株式数（百株）	当連結会計年度末株 式数（百株）
発行済株式				
普通株式	267,310	—	—	267,310
合計	267,310	—	—	267,310
自己株式				
普通株式（注）	3,517	8	—	3,525
合計	3,517	8	—	3,525

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加8百株は、単元未満株式の買取りによる増加8百株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとし ての新株予約権	—	—	—	—	—	235
	合計	—	—	—	—	—	235

3. 配当金に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成29年12月22日 定時株主総会	普通株式	1,582	60	平成29年9月30日	平成29年12月25日
平成30年5月2日 取締役会	普通株式	1,319	50	平成30年3月31日	平成30年6月11日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年12月21日 定時株主総会	普通株式	1,450	利益剰余金	55	平成30年9月30日	平成30年12月25日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）	当連結会計年度 （自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）
現金及び預金勘定	20,039百万円	22,268百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△3,000	△3,000
現金及び現金同等物	17,039	19,268

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、機械装置並びに工具、器具及び備品であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引 (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年9月30日)	当連結会計年度 (平成30年9月30日)
1年内	157	166
1年超	263	328
合計	421	494

3. 転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で連結貸借対照表に計上している額

(1) リース投資資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年9月30日)	当連結会計年度 (平成30年9月30日)
流動資産	269	290
投資その他の資産	459	350

(2) リース債務

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年9月30日)	当連結会計年度 (平成30年9月30日)
流動負債	269	290
固定負債	459	350

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（平成29年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	20,039	20,039	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,555		
貸倒引当金	△33		
	6,521	6,521	—
(3) 投資有価証券	23,230	23,230	—
(4) 長期預金	6,000	5,999	△0
資産計	55,790	55,790	△0
(1) 買掛金	2,392	2,392	—
(2) 未払金	2,918	2,918	—
負債計	5,311	5,311	—

当連結会計年度（平成30年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	22,268	22,268	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,690		
貸倒引当金	△35		
	7,654	7,654	—
(3) 投資有価証券	23,638	23,638	—
(4) 長期預金	6,000	5,999	△0
資産計	59,562	59,562	△0
(1) 買掛金	2,824	2,824	—
(2) 未払金	2,805	2,805	—
負債計	5,629	5,629	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらの大半は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価は、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4) 長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価評価により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成29年9月30日)	当連結会計年度 (平成30年9月30日)
その他有価証券（非上場株式）	156	102
関係会社株式	272	284
合計	429	387

これらについては、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、前連結会計年度の「(3) 投資有価証券」、当連結会計年度の「(3) 投資有価証券」に含めておりません。



3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度（平成29年9月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	20,034	—	—	—
受取手形及び売掛金	6,555	—	—	—
投資有価証券				
社債	—	2,000	2,500	14,000
長期預金	—	6,000	—	—
合計	26,590	8,000	2,500	14,000

当連結会計年度（平成30年9月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	22,263	—	—	—
受取手形及び売掛金	7,690	—	—	—
投資有価証券				
社債	—	2,000	2,500	14,000
長期預金	—	6,000	—	—
合計	29,953	8,000	2,500	14,000

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成29年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	4,936	3,646	1,289
	(2) 債券 社債	—	—	—
	小計	4,936	3,646	1,289
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券 社債	18,293	18,679	△385
	小計	18,293	18,679	△385
合計		23,230	22,326	903

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 156百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (平成30年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	5,336	3,647	1,688
	(2) 債券 社債	—	—	—
	小計	5,336	3,647	1,688
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券 社債	18,302	18,647	△344
	小計	18,302	18,647	△344
合計		23,638	22,295	1,343

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 102百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について53百万円 (その他有価証券の株式53百万円) 減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社および連結子会社2社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度)及び確定拠出年金制度を採用しております。また、連結子会社1社が、平成30年10月より確定給付制度(退職一時金制度)の採用を予定しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、当社の退職一時金制度には退職給付信託を設定しております。

また、当社は総合設立型基金である全国情報サービス産業企業年金基金に加入しておりますが、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

なお、当社が加入していた全国情報サービス産業厚生年金基金は平成29年7月1日付で厚生労働大臣より認可を受け解散したため、新たな後継制度として設立した企業型年金制度(全国情報サービス産業企業年金基金)へ同日付で移行しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
退職給付債務の期首残高	5,512百万円	5,595百万円
勤務費用	321	389
利息費用	—	—
数理計算上の差異の発生額	△106	15
退職給付の支払額	△131	△114
過去勤務費用の発生額	—	71
退職給付債務の期末残高	5,595	5,957

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
年金資産の期首残高	3,929百万円	3,927百万円
期待運用収益	—	—
数理計算上の差異の発生額	△2	△6
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	—	—
年金資産の期末残高	3,927	3,921

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成29年9月30日)	当連結会計年度 (平成30年9月30日)
積立型制度の退職給付債務	5,113百万円	5,390百万円
年金資産	△3,927	△3,921
	1,186	1,469
非積立型制度の退職給付債務	482	567
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,668	2,036
退職給付に係る負債	1,668	2,036
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,668	2,036

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
勤務費用	321百万円	389百万円
利息費用	—	—
期待運用収益	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	△106	15
過去勤務費用の費用処理額	—	71
確定給付制度に係る退職給付費用	215	476

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

	前連結会計年度 (平成29年9月30日)	当連結会計年度 (平成30年9月30日)
債券	13%	26%
現金及び預金	87	51
その他	—	24
合 計	100	100

(注) 年金資産合計は、すべて当社の確定給付制度に対して設定した退職給付信託であります。

② 長期期待運用収益率の設定方法

運用益で信託報酬費用を賄うことを基本方針としておりますので、年金資産の長期期待収益率は、見込んでおりません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成29年9月30日)	当連結会計年度 (平成30年9月30日)
割引率	0.00%	0.00%
長期期待運用収益率	—%	—%
予想昇給率	1.00～1.85%	1.00～1.85%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度248百万円、当連結会計年度262百万円であります。

4. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する複数事業主制度の厚生年金基金制度及び企業年金基金制度への要拠出額は、前連結会計年度115百万円、当連結会計年度117百万円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

① 全国情報サービス産業厚生年金基金

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
年金資産の額	738,049百万円	—百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	722,844	—
差引額	15,205	—

② 全国情報サービス産業企業年金基金

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
年金資産の額	—百万円	238,026百万円
年金財政計算上の数理債務の額	—	195,467
差引額	—	42,558

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

① 全国情報サービス産業厚生年金基金

前連結会計年度 1.63% (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

② 全国情報サービス産業企業年金基金

当連結会計年度 1.97% (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(3) 補足説明

上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

(ストックオプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
販売費及び一般管理費	46	57

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 9名 当社監査役（社外監査役を除く） 2名	当社取締役（社外取締役を除く） 10名 当社監査役（社外監査役を除く） 2名 当社執行役員 13名	当社取締役（社外取締役を除く） 10名 当社監査役（社外監査役を除く） 2名 当社執行役員 13名	当社取締役（社外取締役を除く） 11名 当社監査役（社外監査役を除く） 2名 当社執行役員 17名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 27,000株	普通株式 37,600株	普通株式 34,400株	普通株式 28,100株
付与日	平成24年3月12日	平成24年12月7日	平成25年12月9日	平成26年12月12日
権利確定条件	付されていません。	付されていません。	付されていません。	付されていません。
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	自 平成24年3月13日 至 平成59年3月12日	自 平成24年12月8日 至 平成59年12月7日	自 平成25年12月10日 至 平成60年12月9日	自 平成26年12月13日 至 平成61年12月12日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 9名 当社監査役（社外監査役を除く） 2名 当社執行役員 21名	当社取締役（社外取締役を除く） 9名 当社監査役（社外監査役を除く） 2名 当社執行役員 22名	当社取締役（社外取締役を除く） 9名 当社監査役（社外監査役を除く） 2名 当社執行役員 21名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 18,200株	普通株式 18,100株	普通株式 16,500株
付与日	平成27年12月11日	平成28年12月12日	平成29年12月10日
権利確定条件	付されていません。	付されていません。	付されていません。
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	自 平成27年12月12日 至 平成62年12月11日	自 平成28年12月13日 至 平成63年12月12日	自 平成29年12月11日 至 平成64年12月10日

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成30年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	12,200	20,000	22,400	19,100
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	12,200	20,000	22,400	19,100

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	16,500
失効	—	—	—
権利確定	—	—	16,500
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	16,200	16,000	—
権利確定	—	—	16,500
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	16,200	16,000	16,500

## ②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	1,145	1,032	1,323	1,569

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	2,670	2,557	3,477

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第7回新株予約権（ストック・オプション）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	第7回新株予約権（ストック・オプション）
株価変動性（注）1	23.624%
予想残存期間（注）2	7.3年
予想配当（注）3	75円/株
無リスク利子率（注）4	△0.054%

- （注）1. 7.3年間（平成22年8月から平成29年12月まで）の株価実績に基づき算定しております。
2. 付与時点における取締役及び監査役及び執行役員の地位を喪失すると予想される日までの期間を基に算定しております。
3. 平成28年9月期期末配当額35円（創業50周年記念配当5円控除後）と平成29年9月期中間配当額40円の合計額75円の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年9月30日)	当連結会計年度 (平成30年9月30日)
繰延税金資産		
ソフトウェア制作費等	2,139百万円	2,268百万円
賞与引当金	938	978
退職給付に係る負債	528	643
退職給付信託	1,197	1,195
未払役員退職慰労金	18	18
未払事業税	108	112
投資有価証券評価損	136	154
賞与引当金に対応する法定福利費	138	145
資産除去債務	107	110
減損損失	116	116
その他	205	243
小計	5,636	5,988
評価性引当額	△319	△349
繰延税金資産合計	5,317	5,638
繰延税金負債		
還付事業税	26	—
資産除去債務に対応する除去費用	26	26
その他有価証券評価差額金	264	399
その他	0	0
繰延税金負債合計	317	426
繰延税金資産の純額	5,000	5,211

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年9月30日)	当連結会計年度 (平成30年9月30日)
流動資産—繰延税金資産	2,046百万円	2,213百万円
固定資産—繰延税金資産	2,953	2,998

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年9月30日)	当連結会計年度 (平成30年9月30日)
法定実効税率	30.7%	30.7%
(調整)		
住民税均等割	0.8	0.8
交際費等の永久に損金に算入されない項目	1.3	0.7
所得拡大促進税制による税額控除	△2.5	△2.6
その他	0.0	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.4	30.2



(資産除去債務関係)

前連結会計年度（平成29年9月30日）及び当連結会計年度（平成30年9月30日）  
資産除去債務の金額に重要性がないため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり経営者が経営資源配分の決定及び業績評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業別に「会計事務所事業」「地方公共団体事業」「印刷事業」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主なサービス・商品は次の通りであります。

「会計事務所事業」（会計事務所またはその関与先企業向け）

情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売、サプライ用品の販売

「地方公共団体事業」（地方公共団体（市町村等）向け）

情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売

「印刷事業」

コンピュータ用連続伝票、一般事務用伝票、データプリントアウトサービス等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			計	調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	会計事務所 事業	地方公共 団体事業	印刷事業			
売上高						
外部顧客への売上高	42,325	13,717	3,662	59,705	—	59,705
セグメント間の内部売上高又 は振替高	7	0	1,867	1,875	△1,875	—
計	42,332	13,718	5,530	61,581	△1,875	59,705
セグメント利益	7,818	576	166	8,561	5	8,567
セグメント資産	22,918	9,143	5,813	37,875	47,552	85,428
その他の項目						
減価償却費（注） 3	1,068	1,354	294	2,717	△0	2,716
持分法適用会社への投資額	272	—	—	272	—	272
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額（注） 3	1,855	1,753	553	4,163	△0	4,162

（注） 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1)セグメント利益の調整額5百万円は、セグメント間取引消去額5百万円、固定資産の調整額△2百万円、棚卸資産の調整額2百万円等であります。
  - (2)セグメント資産の調整額47,552百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産47,896百万円及びセグメント間取引消去額△343百万円等であります。全社資産の主なものは、親会社の余剰資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）であります。
  - (3)減価償却費の調整額△0百万円は、未実現利益に係るものであります。
  - (4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△0百万円は、未実現利益に係るものであります。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益との調整を行っております。
3. 減価償却費並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却費が含まれております。

	報告セグメント			計	調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	会計事務所 事業	地方公共 団体事業	印刷事業			
売上高						
外部顧客への売上高	43,781	14,113	3,726	61,621	—	61,621
セグメント間の内部売上高又 は振替高	35	—	1,871	1,906	△1,906	—
計	43,816	14,113	5,597	63,528	△1,906	61,621
セグメント利益	8,501	3	168	8,673	6	8,679
セグメント資産	25,801	9,638	6,474	41,913	48,288	90,202
その他の項目						
減価償却費（注） 3	1,221	1,172	294	2,688	△1	2,686
持分法適用会社への投資額	284	—	—	284	—	284
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額（注） 3	2,985	1,818	556	5,359	—	5,359

（注） 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1)セグメント利益の調整額6百万円は、セグメント間取引消去額5百万円、固定資産の調整額1百万円等  
あります。
  - (2)セグメント資産の調整額48,288百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産48,706百万円及び  
セグメント間取引消去額△417百万円等であります。全社資産の主なもの、親会社の余剰資金（現金及  
び預金）、長期投資資金（投資有価証券）であります。
  - (3)減価償却費の調整額△1百万円は、未実現利益に係るものであります。
- 2.セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益との調整を行っております。
  - 3.減価償却費並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却費が含ま  
れております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			計	調整額	連結財務諸表計上額
	会計事務所事業	地方公共団体事業	印刷事業			
減損損失	0	—	—	0	—	0

当連結会計年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			計	調整額	連結財務諸表計上額
	会計事務所事業	地方公共団体事業	印刷事業			
減損損失	0	—	—	0	—	0

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

前連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

①連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	アイ・モバイル㈱	東京都千代田区	100	情報提供サービス業	(所有) 直接(30.0)	ホームページサービス開発・保守の委託	資金の貸付 (注1) 利息の受取 (注1)	24 1	貸付金	122

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

②連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	芦川浩士	-	-	税理士	(被所有) 直接(0.0)	情報処理の受託等	情報処理の受託等 (注1①)	11	売掛金	0
役員 の近 親者	飯塚真玄 (当社代表取締役専務執行役員飯塚真規の近親者)	-	-	-	(被所有) 直接(3.4)	新株予約権の行使	新株予約権の行使 (注1②)	52	-	-
						自己株式の取得	自己株式の取得 (注1③)	92	-	-
役員 の近 親者	飯塚るな子 (当社代表取締役専務執行役員飯塚真規の近親者)	-	-	-	-	建物の賃借	建物の賃借 (注1④)	49	-	-
						建物及び土地の購入	建物及び土地の購入 (注1⑤)	620	-	-
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	税理士法人田口パートナーズ会計 (注2)	東京都江戸川区	5	税理士法人	-	情報処理の受託等	情報処理の受託等 (注1①)	10	売掛金	1
	税理士法人青山アカウンティングファーム (注3)	東京都港区	8	税理士法人	-	情報処理の受託等	情報処理の受託等 (注1①)	23	売掛金	1
	税理士法人大藤会計事務所 (注4)	宮城県仙台市宮城野区	9	税理士法人	-	情報処理の受託等	情報処理の受託等 (注1①)	15	売掛金	1

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

①情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。

- ②新株予約権の行使は、平成24年2月10日、平成24年11月5日、平成25年11月12日、平成26年11月11日、平成27年11月10日、平成28年11月8日開催の取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。
  - ③自己株式の取得における株価は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）に基づき決定しております。
  - ④賃借料は、不動産業者等に近隣の賃貸ビルの賃借料について調査を依頼し、その調査結果に基づき賃借する価格を決定しております。
  - ⑤建物及び土地の購入価額については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定しております。
- 2. 当社取締役田口操氏の共同設立法人であります。
  - 3. 当社監査役松本憲二氏の共同設立法人であります。
  - 4. 当社代表取締役社長執行役員角一幸氏の近親者の共同設立法人であります。
  - 5. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当連結会計年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

①連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	アイ・モバイル㈱	東京都千代田区	100	情報提供サービス業	(所有) 直接(30.0)	ホームページサービス開発・保守の委託	資金の貸付 (注1) 利息の受取 (注1)	150 2	貸付金	134

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

②連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	芦川浩士	—	—	税理士	(被所有) 直接(0.0)	情報処理の受託等	情報処理の受託等 (注1)	10	売掛金	0
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	税理士法人田口パートナーズ会計(注2)	東京都江戸川区	5	税理士法人	—	情報処理の受託等	情報処理の受託等 (注1)	12	売掛金	2
	税理士法人青山アカウンティングファーム(注3)	東京都港区	8	税理士法人	—	情報処理の受託等	情報処理の受託等 (注1)	21	売掛金	4
	税理士法人大藤会計事務所(注4)	宮城県仙台市宮城野区	9	税理士法人	—	情報処理の受託等	情報処理の受託等 (注1)	15	売掛金	1

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。

2. 当社取締役田口操氏の共同設立法人であります。
3. 当社監査役松本憲二氏の共同設立法人であります。
4. 当社代表取締役社長執行役員角一幸氏の近親者の共同設立法人であります。
5. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。



## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり純資産額	2,551.70円	2,686.32円
1株当たり当期純利益	229.13円	233.46円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	228.16円	232.41円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	6,071	6,158
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	6,071	6,158
普通株式の期中平均株式数(百株)	264,962	263,789
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(百株)	1,126	1,191
(うち新株予約権(百株))	(1,126)	(1,191)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—————	

## (重要な後発事象)

## (株式報酬制度の導入等)

当社は、平成30年10月31日開催の取締役会におきまして、「株式報酬型ストックオプション制度」の廃止及び新しい「信託を用いた株式報酬制度」(以下「本制度」という。)の導入を決議し、また平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会におきまして、本制度の導入を決議いたしました。

詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載のとおりであります。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	71	142	0.66	—
1年以内に返済予定のリース債務	353	363	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	223	580	0.66	平成31年10月5日～ 平成37年9月10日
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	746	576	—	平成31年10月9日～ 平成36年3月22日
其他有利子負債				
割賦購入未払金	98	60	0.50	平成30年10月22日～ 平成32年5月22日
計	1,495	1,724	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金、リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）及び其他有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年以内の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	142	142	80	71
リース債務	247	158	93	64
其他有利子負債	24	—	—	—

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の金額に重要性がないため記載を省略しております。

## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	14,664	30,319	45,289	61,621
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	2,522	4,935	7,667	8,897
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	1,698	3,298	5,069	6,158
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	64.38	125.05	192.17	233.46

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	64.38	60.67	67.11	41.29

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年9月30日)	当事業年度 (平成30年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	17,185	18,461
売掛金	※1 5,542	※1 6,758
リース投資資産	269	290
商品	125	54
仕掛品	243	209
原材料及び貯蔵品	110	133
前払費用	328	540
未収入金	※1 145	※1 131
繰延税金資産	1,890	1,970
その他	※1 414	※1 302
貸倒引当金	△31	△34
流動資産合計	26,225	28,818
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,905	7,226
構築物	138	227
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	1,220	1,383
土地	6,667	6,667
建設仮勘定	569	—
有形固定資産合計	14,502	15,504
無形固定資産		
ソフトウェア	2,683	2,846
ソフトウェア仮勘定	953	692
電話加入権	25	22
その他	0	0
無形固定資産合計	3,663	3,561
投資その他の資産		
投資有価証券	23,250	23,573
関係会社株式	502	527
出資金	0	0
長期貸付金	※1 80	※1 86
長期前払費用	331	200
繰延税金資産	2,737	2,784
長期預金	6,000	6,000
差入保証金	1,272	1,270
長期リース投資資産	459	350
その他	9	58
投資その他の資産合計	34,643	34,852
固定資産合計	52,809	53,919
資産合計	79,034	82,737

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年9月30日)	当事業年度 (平成30年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	※1 2,252	※1 2,704
リース債務	269	290
未払金	※1 2,213	※1 2,213
未払法人税等	1,403	1,605
未払事業所税	53	54
未払消費税等	502	374
前受金	1,026	708
預り金	463	438
賞与引当金	2,810	2,870
設備関係未払金	※1 511	※1 374
その他	0	—
流動負債合計	11,507	11,634
固定負債		
リース債務	459	350
退職給付引当金	1,186	1,469
その他	413	418
固定負債合計	2,059	2,239
負債合計	13,567	13,873
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金		
資本準備金	5,409	5,409
その他資本剰余金	—	—
資本剰余金合計	5,409	5,409
利益剰余金		
利益準備金	688	688
その他利益剰余金		
別途積立金	48,957	52,257
繰越利益剰余金	4,900	4,658
利益剰余金合計	54,546	57,604
自己株式	△964	△968
株主資本合計	64,690	67,745
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	597	882
評価・換算差額等合計	597	882
新株予約権	178	235
純資産合計	65,466	68,863
負債純資産合計	79,034	82,737

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
売上高	※1 55,175	※1 56,769
売上原価	※1 17,942	※1 18,497
売上総利益	37,233	38,271
販売費及び一般管理費	※1, ※2 28,978	※1, ※2 30,008
営業利益	8,254	8,263
営業外収益		
受取利息	※1 31	※1 31
受取配当金	118	※1 168
受取地代家賃	※1 39	※1 96
助成金収入	—	40
その他	※1 29	※1 31
営業外収益合計	219	368
営業外費用		
自己株式取得費用	0	—
為替差損	0	0
賃貸料原価	—	53
営業外費用合計	0	54
経常利益	8,473	8,577
特別利益		
固定資産売却益	2	1
資産除去債務戻入益	23	—
特別利益合計	25	1
特別損失		
固定資産除却損	3	9
ソフトウェア除却損	15	—
投資有価証券評価損	—	53
減損損失	0	0
特別損失合計	19	63
税引前当期純利益	8,479	8,516
法人税、住民税及び事業税	2,713	2,808
法人税等調整額	△134	△251
法人税等合計	2,578	2,556
当期純利益	5,900	5,959

【売上原価の明細書】

(イ) 情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス原価明細書

区分	注記 番号	第51期 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)		第52期 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)			
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)		
I 材料費	※1		3,375	28.1	3,507	27.5	
II 労務費			2,033	17.0	2,378	18.7	
III 経費							
1. 電算機賃借料			427		352		
2. 保守業務委託費			1,316		1,275		
3. 減価償却費			558		554		
4. 保守修繕費		640		593			
5. 消耗品費		1,333		2,034			
6. その他		2,308	6,585	54.9	2,039	6,849	53.8
当期総費用			11,994	100.0		12,735	100.0
期首仕掛品たな卸高	※2		69			243	
他勘定からの受入高			1,234			1,137	
合計			13,298			14,115	
期末仕掛品たな卸高	※3		243			209	
他勘定への振替高			1,354			1,185	
当期情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス原価			11,700			12,721	

(注) 1. 労務費には、次の引当金繰入額等が含まれております。なお、( )内は前期の金額であります。

賞与引当金繰入額 536百万円 (429百万円)

退職給付費用 60百万円 (37百万円)

2. 他勘定からの受入高は、ソフトウェアの償却額を振り替えたものであります。

3. 他勘定への振替高は、ソフトウェアの制作に係る費用をソフトウェア及びソフトウェア仮勘定に振り替えたものであります。

4. 原価計算の方法は、プロジェクト別の個別原価計算であります。

(ロ) オフィス機器及びサプライ売上原価明細書

区分	注記 番号	第51期 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)		第52期 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 期首たな卸高		198	3.1	125	2.2
II 当期仕入高		6,170	96.9	5,704	97.8
合計		6,368	100.0	5,830	100.0
III 期末たな卸高		125		54	
当期オフィス機器及びサプ ライ売上原価		6,242		5,776	

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	5,700	5,409	10	5,419	688	46,557	3,527	50,773
当期変動額								
別途積立金の 積立						2,400	△2,400	—
剰余金の配当							△2,122	△2,122
当期純利益							5,900	5,900
自己株式の取得								
自己株式の処分			△10	△10			△5	△5
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								
当期変動額合計	—	—	△10	△10	—	2,400	1,373	3,773
当期末残高	5,700	5,409	—	5,409	688	48,957	4,900	54,546

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	△347	61,545	△351	△351	176	61,370
当期変動額						
別途積立金の 積立		—				—
剰余金の配当		△2,122				△2,122
当期純利益		5,900				5,900
自己株式の取得	△677	△677				△677
自己株式の処分	59	44				44
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			948	948	2	950
当期変動額合計	△617	3,145	948	948	2	4,096
当期末残高	△964	64,690	597	597	178	65,466



	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	5,700	5,409	—	5,409	688	48,957	4,900	54,546
当期変動額								
別途積立金の積立						3,300	△3,300	—
剰余金の配当							△2,901	△2,901
当期純利益							5,959	5,959
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	3,300	△241	3,058
当期末残高	5,700	5,409	—	5,409	688	52,257	4,658	57,604

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	其他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△964	64,690	597	597	178	65,466
当期変動額						
別途積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△2,901				△2,901
当期純利益		5,959				5,959
自己株式の取得	△3	△3				△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			284	284	57	342
当期変動額合計	△3	3,054	284	284	57	3,396
当期末残高	△968	67,745	882	882	235	68,863

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

###### 1) 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

###### 2) 時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 商品・原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### ② 仕掛品

進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### ③ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産

##### ① ソフトウェア

###### 1) 市場販売目的のソフトウェア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却

###### 2) 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間を5年とする定額法

##### ② その他

定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生事業年度の費用として処理しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア（ソフトウェアの開発契約）に係る収益及び売上原価の計上基準

#### (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

#### (2) その他のプロジェクト

工事完成基準

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成29年9月30日)	当事業年度 (平成30年9月30日)
関係会社に対する短期金銭債権	85百万円	203百万円
関係会社に対する長期金銭債権	80	86
関係会社に対する短期金銭債務	452	527

(損益計算書関係)

※1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
営業取引による取引高		
売上高	65百万円	110百万円
仕入高	2,636	2,701
営業費用	1,128	1,786
営業取引以外の取引による取引高	9	161

※2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度55.5%、当事業年度53.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度44.5%、当事業年度46.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
給与	9,316百万円	9,548百万円
賞与引当金繰入額	2,461	2,470
退職給付費用	474	651
減価償却費	555	602
賃借料	1,966	1,982
研究開発費	106	82

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式448百万円、関連会社株式54百万円、当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式473百万円、関連会社株式54百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年9月30日)	当事業年度 (平成30年9月30日)
繰延税金資産		
ソフトウェア制作費等	2,005百万円	2,115百万円
賞与引当金	862	875
退職給付引当金	362	448
退職給付信託	1,197	1,195
未払事業税	102	96
投資有価証券評価損	174	193
未払役員退職慰労金	17	17
賞与引当金に対応する法定福利費	128	130
資産除去債務	97	99
減損損失	112	112
その他	205	235
小計	5,267	5,519
評価性引当額	△346	△375
繰延税金資産合計	4,920	5,144
繰延税金負債		
還付事業税	26	—
その他有価証券評価差額金	242	367
資産除去債務に対応する除去費用	24	22
その他	0	0
繰延税金負債合計	293	389
繰延税金資産の純額	4,627	4,754

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年9月30日)	当事業年度 (平成30年9月30日)
法定実効税率	30.7%	30.7%
(調整)		
住民税均等割	0.8	0.8
交際費等の永久に損金に算入されない項目	1.3	0.7
受取配当金等の永久に益金に算入されない項目	△0.1	△0.2
所得拡大促進税制による税額控除	△2.4	△2.4
その他	0.0	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.4	30.0

## (重要な後発事象)

## (株式報酬制度の導入等)

当社は、平成30年10月31日開催の取締役会におきまして、「株式報酬型ストックオプション制度」の廃止及び新しい「信託を用いた株式報酬制度」(以下「本制度」という。)の導入を決議し、また平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会におきまして、本制度の導入を決議いたしました。

詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載のとおりであります。

## ④【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	5,905	1,706	0	385	7,226	11,050
	構築物	138	107	—	19	227	466
	車両運搬具	0	—	—	0	0	44
	工具、器具及び備品	1,220	716	4	549	1,383	5,516
	土地	6,667	—	—	—	6,667	—
	建設仮勘定	569	1,283	1,852	—	—	—
	有形固定資産計	14,502	3,814	1,857	954	15,504	17,077
無形固定資産	ソフトウェア	2,683	1,539	0	1,375	2,846	2,918
	ソフトウェア仮勘定	953	681	942	—	692	—
	電話加入権	25	—	3	—	22	—
	その他	0	—	—	0	0	0
	無形固定資産計	3,663	2,221	946	1,375	3,561	2,919

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	T K C カスタマーサポートセンタービル建物・附属設備の取得	1,487百万円
建設仮勘定	T K C カスタマーサポートセンタービル建設工事	1,172百万円
ソフトウェア	市場販売目的のソフトウェア制作費	366百万円
	自社利用目的のソフトウェア制作費	1,080百万円
	外部購入ソフトウェア	93百万円

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	31	34	31	34
賞与引当金	2,810	2,870	2,810	2,870

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・売渡手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故等により電子公告ができない場合、その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL <a href="https://www.tkc.jp/">https://www.tkc.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第51期）（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）平成29年12月25日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年12月25日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

（第52期第1四半期）（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）平成30年2月13日関東財務局長に提出。

（第52期第2四半期）（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日）平成30年5月8日関東財務局長に提出。

（第52期第3四半期）（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）平成30年8月13日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

平成29年12月25日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成30年12月25日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年12月21日

株式会社TKC

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 関谷 靖夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野田 裕一 印

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社TKCの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TKC及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社TKCの平成30年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社TKCが平成30年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年12月21日

株式会社TKC

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 関谷 靖夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野田 裕一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社TKCの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TKCの平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年12月25日
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 角 一幸
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 副社長執行役員 岩田 仁
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長執行役員角一幸及び当社最高財務責任者岩田仁は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、統制実施者の判断の誤り、不注意等によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境変化等には対応できない場合があります、固有の限界を有するため、財務報告の虚偽記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年9月30日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、上記以外の連結子会社3社及び持分法適用会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している当社を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、仕入及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価対象に追加しています。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年12月25日
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	T K C C o r p o r a t i o n
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 角 一幸
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 副社長執行役員 岩田 仁
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員角一幸及び当社最高財務責任者岩田仁は、当社の第52期（自平成29年10月1日 至平成30年9月30日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。